

ミャンマー国
ティラワ経済特別区開発事業（フェーズ2）
（海外投融資）
スコーピング案

日時 平成27年12月25日（金）14：00～18：41

場所 JICA本部 111会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

岡山 朋子 大正大学 人間学部 人間環境学科 准教授
作本 直行 日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮 審査役
長谷川 弘 広島修道大学 人間環境学部及び経済科学研究科 教授
原嶋 洋平 拓殖大学 国際学部 教授
松本 悟 特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 顧問
／ 法政大学 国際文化学部 准教授

JICA

<事業主管部>

府川 賢祐 民間連携事業部 海外投融資第一課 課長
小川 亮 民間連携事業部 海外投融資第一課
金籠 舞 民間連携事業部 海外投融資第一課

<事務局>

渡辺 淳 審査部 環境社会配慮審査課 課長
篠田 孝信 審査部 環境社会配慮審査課
渋谷 幸弘 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

氏家 寿之 日本工営株式会社
菊池 淳子 日本工営株式会社
田邊 智章 日本工営株式会社

午後2時00分開会

○渡辺 それでは、ミャンマー国ティラワ経済特別区開発事業（フェーズ2）、海外投融資のスコーピング案のワーキンググループを開催したいと思います。

まず初めに、冒頭諸注意ということで、本日の議事は逐語で公開させていただきます。ご発言される際は、特にオブザーバーのコンサルタントの方々は、ご発言の前に氏名、所属をおっしゃっていただいた上でご発言をお願いします。

本日の主査をお決めいただきたいと思います。岡山委員が遅れているようですが、過去の主査ご経験数をご参考までに申し上げますと、作本委員5回、長谷川委員1回、原嶋委員3回、松本委員4.5回となっておりますけれどもいかがでしょうか。

これは1月15日の全体会合での報告を予定しておりますので、コメントの取りまとめは年明けになりますけれども、そのころの業務の関係等も踏まえて、どなたかお願いできますでしょうか。

○長谷川委員 何を言うか御存じだと思いますけれども。ここ2回ぐらい一番数が少なく、やろうという意思はあるんですけれども、毎回、次の全体会合がお休みなんです。ということで、全体会合で誰かほかの方が報告していただくということであれば、私が主査をやらせてもらうことは一向に構わないんですけれども。

○原嶋委員 じゃ、私がやります。そのほうが手っ取り早いでしょう。

○長谷川委員 すみません。

○渡辺 わかりました。

○原嶋委員 15日ですよ。

○渡辺 15日です、金曜日です。

○原嶋委員 はい、大丈夫です。

○渡辺 それでは、原嶋先生に主査をお願いしご議論を開始頂きたいと思います。本日は、資料として、横長の表、スコーピング案に対していただいている質問に対する回答を用意しています。今回は85件ということでかなりの量に上っております。

また、関連するものとして、SEAに関して事前に作本委員から質問をいただきます。全体会合でも説明申し上げましたが、本件のワーキンググループでは直接のコメント対象ではありませんので、いただいた質問に対してはこのとおりご回答させていただきます。本日の議論はこの横長の表に基づいての議論を進めていただきたいと思います。

では、時間も限られておりますので、効率的に進めていただければと思います。原嶋先生よろしくお願いたします。

○原嶋主査 では毎回の、同じような形で進めさせていただきますので。

まず、基本的には、この回答対照表でよろしいわけですね。

それでは、順番に進めさせていただきます。

まず、1番、2番ということで、1番は私なんですけれども。確認ですけれども、本件では、フェーズ1で、JICAのガイドラインに従った異議申立が行われたというふうに聞いておりました、その手続はもう完了したというふうに理解していいかということが1点と、この事業に関連して、ほかの紛争処理の手続とか、あるいは極端なことを言えば裁判とか、司法とか、そういった手続が進行中のものはないかどうか、その点の確認をしたいんですけれども。

○府川 回答も、ここの回答欄のほうに申し上げておるように、申立の手続のほうは完了しております、また追加でご質問があったその他の司法手続というの、特にございません。

○長谷川委員 回答ありがとうございます。住民移転絡みのことが多いんですけれども、住民移転以外の環境項目については何かおありでしたか。

○府川 異議申立ですか。

○長谷川委員 そうじゃなくて、教訓めいたようなことは。異議申立ばかりでなくて、それ以外の際でも結構なんですけれども。

○府川 なるほど。ここで想定していたのは異議申立での教訓ということであったので、そのラインで書かせていただいておりますけれども。その他環境面でということでは、基本的にティラワもございませし、その他の周辺のインフラプロジェクトでも環境社会配慮はずっとやってまいりましたので、そういった知見も踏まえつつ、当然進めているというふうに理解をしております。今それをここで項目立てて、3点でとかいうのは、ぱっと申し上げられないんですけれども。

○長谷川委員 ありがとうございます。結構です。

○原嶋主査 あと何かありますか。これはよろしいですか。

○松本委員 そうですね、後でも、何か教訓をどう書き込むかという話はあったかと思えます。

○原嶋主査 3番については承知しました。

4番、5番についてですけれども。多分5番で松本先生からもお話があると思うんですけれども。今度はTSMCとMJTDの関係を教えていただきたいんですけれども。

○府川 MJTDは日緬の合同会社、共同企業体です。そのミャンマー側の企業体になるのが、このMTSHです。このMTSHのメンバーとして、またミャンマーの会社が幾つか入っているものです。

○小川 MJTDとTSMCです。

○府川 失礼しました。TSMCはティラワSEZマネジメント・コミッティーで、ミャンマー側の政府機関です。

○原嶋主査 MJTDの出資者、JICAさんもたしか出資されていると思えますけれども。その出資者というのは、ほかには誰というか、どこになるんですか。

○府川 MJTDの出資者。日本側の企業……何という言い方をすればいいでしょう。

○小川 民間側の持株会社が39%のシェアを持っておりまして、弊機構、JICAが10%。ミャンマー側の民間持株会社が41%をもっておりまして、こちらで関係するところもいただいていますけれども、TSMC、先ほど府川が申し上げたティラワSEZマネジメント・コミッティーが10%出資をしているということです。

○原嶋主査 その事業そのものの主体は、TSMCとMJTDの役割分担というのは、どういう役割分担なんですか。出資しているという関係はわかるんですけども、一部分出資しているんでしょうけれども。事業を行って、今後その工場団地なりのマネジメントをしたり、あるいはそれを政府側である種のオーバーシーをしたりするんでしょうけれども。その役割分担は、どういう役割分担なんですか。あと、アセスの関係でもまた多分出てくると思いますが、どう思われますか。

○府川 MJTDが、その意味では一番事業の主体になるところでございまして、ここが土地の造成ですとか分譲ですとか、そういったことを一切合切やっているということになります。

一方、TSMCは行政機関でございまして、許認可の話であったりとか、ワンストップサービスセンターというものをつくって、SEZに入居する企業の審査を行ったりとか、そういう行政手続のほうを担当しております。

○原嶋主査 今回の事業体のアセスとか、そういう手続の、いわゆる事業者というのはこのMJTDになるわけですね。そこに政府機関も出資しているし、JICAさんも、パーセンテージはともかくとして出資しているということですね。

○府川 そうですね。

○松本委員 ご回答は、つまり、このTSMCがこうした承認をすることが法的にしっかりとなっているというご説明であって、そのことはもちろんわかっていて。私の質問は、有り体に言えば、出資者であるTSMCが、さらにそれを承認する側でもあるということの利益相反についてのJICAのお考えを伺いたかったので。このこと自体は踏まえているつもりです。ここで言う権限をお持ちのところが出資をしているという、この状況に応じて、それを踏まえてどのように利益相反を回避されるのかということが一番伺いたいんです。

○府川 そこは、ミャンマーの制度に寄り添って現実的なやりくりというのを考えなきゃいけないということだと思えるんですけども。MOECAF、環境保全局、ここが主軸となってEIAの承認を行うということですので、そこはやっぱり実質的なところは、このMOECAFが携わった形になっているということで、そこが担保されるんじゃないのかなというふうには考えます。

○原嶋主査 でもやっぱり、別の政府機関であればまだしも、この場合は全く同じなんですよね。だからそれは、例えば、ある特定の地方自治体が出資して、それを自分で審査するというのは、やっぱりどこかで問題というか、手続的に。それはミャンマー政府の機構はそうなっているからというのはわかりますけれども、それをやっぱり

問題として、ちゃんと提起したほうがいいんじゃないかと思うんです。

松本先生がおっしゃったように、極端なことを言えば、出資比率が低いと言えば低いんで、全てを支配しているわけじゃないんでしょうけれども。こういうケースは珍しいんじゃないかと思えますけれども。JICAのガイドラインそのものに、それが抵触するということは思いつかないんですけれども。例えば、一番典型的に言えば、自分でやったことを自分で審査するという、そういうケースですよ、ちょっと極端なケースですけれども。割合的には支配はしていないんでしょうけれども、その適正性の確保というのは、やっぱり考える必要があると思うんです。

審査部のほうで、これ自身はそう問題に——それ自身で全て、既に悪いことが起きるというわけではないでしょうけれども。

○渡辺 本件は工業団地ですから、ワンストップでいろいろな許認可をまとめてできるようにということで、本来であれば国の環境省なりが承認をするところをTSMCが行っているということだと思います。つまり、様々な許認可に関して「これはこっち、これはこっち」となると、入居者、つまり海外の投資者からすると非常に不便なので、その部分をTSMCに集約しているという背景があるということですよ。

○府川 そうですね、はい。

○原嶋主査 ミャンマーのアセスの仕組み自身がまだ未整備、多分ご専門でいらっしゃるんで。ただその問題もあるでしょうけれども。

作本先生どうでしょう。

○作本委員 今、利益相反と松本委員がおっしゃったことは、自分で審査しておいて、手続を踏んでおいて自分で判断する。これはやっぱり理にかなわないですよ。

あともう一つは、それはもう皆さん方で議論されているところなんだけれども。それともう一つは、JICAが10%出資できるというその論拠は。今までこういう前例はあるんですか。こういう事業体に10%出資できるという。

10%の出資ということでしたよね。これは手続上可能なんですか。

○府川 可能というのは、どういう意味で可能か……

○作本委員 JICAさんはこういう事業体に……

○府川 それは、私どもがやっている海外投融資というのが、民間セクターの事業に対して直接出資ないし融資を行うというものでありますので、まさにその出資のケースに相当いたします。

○作本委員 JICAさんは、ずっとこの資本部分を持つわけですね。

○府川 そこはいつまでパブリックとして参画するのかどうかというのは、また別の議論としてあることはありますけれども。

○作本委員 この場合の、例えばこの環境に関する審査、チェック。こういうのは機能として、私どもがやっちゃおかしいんじゃないかというのが。私も、この利益相反という言葉が出ましたけれども、やはりどこか引っかかる場所があります。

JICAだけでこれを審査すれば足りるのかということも含めて、何かお考えはなかったんでしょうか。

○府川 JICAだけで審査するというのは、どういう意味でしょうか。

○作本委員 我々はこのプロジェクトを、今ここで審査しているわけですが。

○小川 あわせて、そこは利益相反なんじゃないかという引き続きのご指摘があるかと思うんですけれども、TSMCのほうでもMOECAFのサポートを得た上で——ミャンマー政府としても承認プロセスというのは当然ございますので、JICAだけが承認しているというわけではございません。

○渡辺 正確には、JICAは環境許認可に関する承認を行っているわけではありません。

○小川 承認しているわけでは。レビューとして助言委員会の場でも皆様の……

○渡辺 国内法上は、個々の手続に則ってやっているということです。

○松本委員 自分がコメントしたところに対して何とか、落とすところを自分としても考えているんですが。

つまり、現実にはミャンマーの制度でなっているものですから、TSMCを承認から外せというわけにもいかず、出資をやめろというわけにもいかない状況だということでは重々承知をしているので。ですので何らかの工夫をしてほしいということなんです。

それは具体的に言えば、例えば、JICAあるいは日本のODAの中でも、例えば今の拡大JICAになる前であればSAPROFを巡る議論というのがあって、案件形成に環境審査の部局が手を出しておきながら、自分たちがその審査をできるのかという非常に厳しいものがあつたと思いますし、現在の審査部の中にも、案件形成の中で助言をしている者が最後の審査を本当に中立的にできるのかという、そういう疑問は常につきまとうかと思えますので。

つまり、その案件を形成していく段階、あるいはEIAそのものやっていく段階でのTSMCのかかわりと、承認としてのTSMCのかかわりを、しっかりとデマケできるような、何か注文というか、あるいはお願いというか、そういうようなことをできる可能性があるかどうかだと思うんです。

原嶋先生もおっしゃったように、やはり、もしEIAに直接携わったところが承認にかかわるのは、これは明らかにまずいわけですが。具体的に出資者ではあるけれども、そこへのTSMCのかかわりはこうであって、その承認というものと利益相反がないということ、もう少し具体的な実務レベルで、やはりできればご説明いただきたい。あるいは何らかの対応を考えていただきたい。

制度についてはもう理解をしておりますので。そういうふうなことをぜひ考えてほしいというのが、私がここで書いた趣旨なんです。そこは原嶋先生がそう考えた中でということですが。

○原嶋主査 それは検討していただくというのはどうでしょうか。

これは一応、これで一旦議論は区切りにして、次に進めさせていただきます。

6番、これは承知しました。

7番も承知しました。

8番も承知しました。

9番は、実はこれは多分同じようなことが、前にベトナムの、これも民間連携の環境配慮工場とか、何かそういうのが昔あって。同じようなことで、結局、工場団地と簡単に言いますけれども、工場団地全体のもの個々の工場の排出の問題で、結局一次処理は各工場ですとか、そういうことで全部そこでの手続に委ねるといふ形のときに、じゃ、問題はそこの工場のアセスとか — アセスが必要かどうかという問題がありますけれども、あるいはそこの環境マネジメントというのはいちちゃんとできているかという、その確保とか担保をどうやってやるのかという問題なんですけれども。

ほかにも出てきますけれども、端的にお聞きしますけれども、入居企業における環境保全計画、ECPPということがこの後もたくさん、言いわけと言ってはおかしいけれども、エクスキューズで出てくるんですけれども。これを担保する仕組みについてどうお考えなのか、ざっくばらんにお聞きしたいんですけれども。

ECPPの実効性を担保する仕組みですよね、それがちゃんと行われると。それをどう考えていらっしゃるのか。今のところはまだ考えていらっしゃるのか、あるいは今後議論する……

○小川 そこは、我々も立場として……

TSMCに対しましては、ワンストップサービスセンターに対して、我々として技術協力を供与いたしまして、モニタリングであったり……

○原嶋主査 そこはTSMCなんですか。MJTDじゃないんですか。

○小川 それはTSMCです。ミャンマー、政府機関に対してのキャパビルという意味で技術協力を供与させていただいて、その中には、もちろん環境の部分であるキャパビルというのも当然含まれてございますので、その中でECPPのモニタリング、要はECPPを提出させて、提出を受けて、それをレビューして、許認可した後もモニタリングしていくというところについて、技術協力でキャパビルをやっておりますので、その部分は、我々としても一応アドレスをしているというか、やっているところでございます。

○原嶋主査 そこはMJTD、分譲という言い方は言葉がいいかどうかわかりませんが、造成した後の各工場への分譲、与える、そこはどっちなんですか。MJTDなんですか、そのTSMCなんですか。どっちですか。

○府川 既にMJTDというのは事業者なので、分譲販売をする、言ってみれば不動産屋である。一方、EIAというのは行政手続なので、そこは行政機関であるTSMC傘下の、このワンストップサービスセンターのほうでやっていますと。

○原嶋主査 審査はですね。

○府川 はい、審査。

○原嶋主査 アセスをし、かつそのアセスの後の環境マネジメントをするというのは、多分、今の流れから言うと、分譲している側が各入居企業に対して、「こういうことはちゃんとやってくださいよ」と、分譲の条件かどうかわかりませんが、そういう形になるのか、そこら辺の整理が。

さっき言った、もともとTSMCとMJTDの役割分担にもかかわりますけれども、要は、一番心配しているのは、いろいろ心配していることが、全てECPPでやってもらいますよと言って、実はそこが——ごめんなさい、全然悪いことを言いたいんじゃないんだけれども、悪いシナリオで言うと、ちゃんとやっていなくて、結局みんなうまくいっていなかったというふうになったら元も子もないわけですから。その担保をどうするかということで。

そこはJICAさんが、ここは関与できることの範囲というのは限界があるでしょうけれども。同じようなことが、実は担当者は当然違うんですけれども、民間連携室か何かで……

○府川 私ですけれども。

○小川 別の課。PPPは別になりますね。

○原嶋主査 ベトナムで同じようなことが何年か前にありまして。ベトナムの、名前を言っちゃいけないんだけれども、ある日本の企業が……

○府川 工業団地ですか。

○原嶋主査 工業団地で。

○府川 ああ、ございます。

○原嶋主査 何か、そういったところも同じ問題があったんですけれども。そのときの教訓もあるんでしょうけれども、そこをどう担保するかというのはとても大事だと思うんです。そこについては、あまり今のところアイデアはないということですか。

○府川 そこはEIAの承認、モニタリングのほうはOSSCのほうでやっていく……

○原嶋主査 ECPPですね。

○府川 はい、ECPPについてはOSSCのほうで見ていくということで、MJTDという不動産をやっているほうではないというふうに理解をしております。

さっき、戻っちゃうんですけれども、5番のところでは先生のご質問があったのも、やっぱりそうですね、MJTDがEIAの承認をするんじゃないかという問題意識でご質問されていたんですか。

○原嶋主査 いや、そこは承認はあれでしょう、作成はMJTD。

○府川 ああ、モニタリングはと。

○原嶋主査 多分その、いわゆる環境アセスという事業者というのはMJTDなわけですよ、それはそうですね、そのいわゆるアセスという事業者という位置づけはMJTDなわけですよ。それを審査する側はTSMCですから。このECPPというのも、多分、基本的には事業者側の仕事なんですよ。それをチェックするというのは、ま

たあるかもしれないけれども。

○小川 ここで書かせていただいたとおり、入居する企業ですね、MJTDの、まさに工業団地の中に入ってくる企業さんは、TSMCに対してECPDを提出する。

○原嶋主査 ああ、そうか。とりあえずは。

いずれにしても、このECPDの有効性を担保する仕組みというのはとても重要なところなので。ほかにも多分たくさん出てくるとは思いますけれども、後ほどまたお話しします。

○作本委員 今の関連で。タイは工業団地に関して、工業団地の監督をというか、団地長が公害防止を監督することになっているんです。ミャンマーも最近経済特区法ができていますよね。この中に公害防止を、いわゆる監督官庁がこれを管理するというようなことはないんですか。あるいは、それがこのTSMCに当たるのかどうか、このあたりが。許認可という。

○小川 監督官庁としては、TSMCになります。

○作本委員 なるわけですか。

○小川 はい。

○作本委員 そこには当然、今の公害防止関連のことも含めて権限範囲の一つにしていると。

○小川 ECPDというのを、モニタリングという意味では入ってくると思います。

○原嶋主査 多分ほかにもたくさんありますんで。

○作本委員 わかりました。

○原嶋主査 10番は、さっき作本先生がお話した点と重なりますので結構です。

次に、12番、13番、14番で長谷川先生、作本先生。

○作本委員 よろしいですか。13、14については、私のほうでZone Bという700haのことをご紹介していただきましたんで了解いたしました。

ただ、700haは具体的にどの場所であるということについては、このいただいた資料では。

まだ特定はされていないんですよね。この場所が700haだという。

○小川 全体会合の資料のほうの方がわかりやすいかもしれない。これのオレンジ色の部分。

○府川 全体会合のときにこういう地図を添付しております。このオレンジのところは700haになります。今日お配りしている地図で言うと、このオレンジ、黄色、緑のところです。

○長谷川委員 私からも、12番に関して結構でございます。

○原嶋主査 じゃ、15、16。

○長谷川委員 15番については、スコーピングの手続を待っていると季節的なタイミングが難しという一つの理由があるのと、それから先行しているZone Aのほうで同じ

ようなことをやっておるんで、そのあたりから差し支えないという判断で先行して調査を開始した、こういう理解ですよ。

○府川 はい。

○長谷川委員 わかりました。

それから16番ですが、これはよろしく願います。

○原嶋主査 続いて17番以降24番まで、岡山先生ですね。

○岡山委員 遅れてすみませんでした。

17番は結構です。お願いします。

18番なんですけど、この計画ですと、このご回答ですと、状況を見て使うか使わないか考える。給水計画ですね。でも、恐らくそのまま使うんじゃないんですかねと思うのですが。

○府川 今、先行しているZone Aのところですね、ここの水道としては近くの湖であるザマニ湖というところから水を持ってきている。

ただ、将来的には、このラグンビン湖というところから大規模な送水を予定しております、これが2018年、19年を想定しているということなわけなんです。

なので、恐らく2019年度以降は、ラグンビンからの公共水路、ここにつなげてということだと思われれます。したがって、Zone Aのほうから融通してもらいたいと思いますか、持ってくるというのはなくなるといいますというのが基本的な考え方です。

ただ、そこが2019年でラグンビンの水道は完成しているのかどうかとか、そこら辺を見きわめてというのがあるかもしれませんということで、「実際の整備状況を踏まえた判断になると考えています」という回答をさせていただいたということです。

○岡山委員 なるほど、了解です。

1個前に戻って、この地図を、少し詳細な情報が欲しいですと書いたのはそういうことなんですけど。このザマニ湖とラグンビン湖が大体どのぐらいの位置関係にあるのかわからなくて。

○府川 ザマニはこのエリアのすぐ横なんです。一方ラグンビンというのは、70kmだったかな、ずっと離れています。

○岡山委員 じゃ、相当長いところを、水管をはわせてくるということですよ。

○府川 そうです。ただ、ラグンビンというのは、このティラワのためだけにつくるものじゃなくて、ヤンゴンへの水道供給を目的とした、都市全体の給水計画になります。そのうちの一部がティラワに来るという話です。

○岡山委員 ということは、ラグンビン湖からこの場所を通してヤンゴンという流れに、位置関係にはなるんですか。

○府川 はい、ラグンビンがずっと北のほうです。

○岡山委員 北のほう、そのまますぱんと。

○府川 はい。

○岡山委員 現在、ヤンゴンの水道は、また別のところから取っているんですね。

○府川 そうです。ヤンゴンの水道ということで別の給水網があるんですけども。それで不足するので、ラグンビンという新しい水源を開発しています。

○岡山委員 なるほど。ですので、ここのサイトからヤンゴンまでのところは、今回の計画などとは全く関係がない話になりますよね。事業として含まれないですね。

○小川 このZone Bのプロジェクトの中には含まれないです。

○岡山委員 ですね、了解いたしました。ありがとうございます。

あと19は、これは先ほど原嶋先生もおっしゃっていて。前のベトナムの工業団地のときも、あれはたしか下水処理と配電だけだったと思うんですが。そのときも、なので「排水処理は大丈夫ですか」というお話をさせていただいたと思います。同じですね。

要は集中排水処理施設というのが、この工業団地の中の一括排水処理施設になろうかと思うのです。それがまず1ヵ所あり。基本的には、そこで工業廃水は処理されるか、それとも、先ほどあったように、基本的に水を使う工場については、各工場ごとに排水処理を行うのかということで、後者だと理解をしているのですが、いいですか。

○府川 はい。

○岡山委員 本当ですか。

○府川 はい。

○岡山委員 あと、一旦一次処理した工業排水を集中排水処理施設に送り、そこでさらに排水処理してから放水するという流れですか。

○府川 集中排水処理のところは、これはどの程度の処理ですか。

○田邊氏 とりあえず集めるという。

○府川 ですね。

○田邊氏 一次処理である程度の排水の処理はされている……

○府川 基本的には一次処理のほうできちんと処理をして、後は安全に流せるレベルにしてということだと思います。

○岡山委員 水処理のフローとしては、多分二、三系統になってくるかと思うんですが。浄化槽と腐敗槽というのは、その下の、またメタン発酵槽のことがあって聞いたラセプティックタンクだということなので、基本浄化槽だと理解していいですね。それとも、途上国によくありがちな、いわゆるソクタンクという、し尿に関してはセプティックタンクと呼んではいますが、そこで一旦生物処理をして地下浸透するというものになるんですか。

○府川 地下浸透はしないですね。

○田邊氏 しないです。今そこまで細かい、生物処理までするというのでは、今の段階でははっきりとした計画は聞いていないですけども。一応、一度はそこにためるという機能を持たせるということでの。浄化のシステムまで入れるか正確には答えら

れないので、「浄化槽」という言葉は避けて、「ためる」という表現で、「腐敗槽」というだけで説明しております。

○岡山委員 そうすると、回答のほうにある「浄化槽」というのは、生活排水の浄化槽ではなく。それとも、それと兼ねているんですか。一緒の意味なんでしょうか。浄化槽は浄化槽でつくるんですか。

○田邊氏 そうですね。上の19番の回答の「浄化槽」は、住居とかそっちのほうの話が入っています。

○岡山委員 整理をさせてください。今、このZoneエリアは、Aエリアはもう既に工業団地ができていて。それ以外のところで、この緑の部分に工業団地が基本的には配置され、そして物流基地が黄色いところで、オレンジのところはResidence & Commercial Areaということで、ここには、いわゆる人が住んでいるところ、まちが形成されるという理解でいいですね。

そうすると、浄化槽に関しては、ここは下水をつくらないということですので、各家庭あるいはエリアごとに、どのぐらいの大きさの槽になるかわかりませんが、浄化槽を埋めて、そこで処理をします。

商業施設においては、恐らく飲食店等もあるかと思いますが、細かいことを言うと、そこでのグリストラップの油は適宜回収する。それで浄化槽に流さない等の、多分ルールが決まるかと思いますが。廃棄物処理しかりですね。

一方で、そうじゃないところ、Industrial Areaに関しては、ここは各工場ごとに一旦水浄化を行い、この集中処理施設というのは、工業施設のいずれかの出口に多分つく、そういうことですよ。それで、オレンジのところからそちらには流入がない。

○府川 オレンジのところですね、はい。

○岡山委員 ということ、はい。

しかし、この工業団地部分のところのし尿や生活排水も出ますが、それが「腐敗槽」と書かれているものに入るといふうに、たしか書いてあったと思うんですが。つまり、工場のトイレです。それがなぜ浄化槽じゃないのかなというのが、もう一つ不思議ではあるんです。

あと最後に、どなたかもあったと思うんです。雨水はどうなりますか。

○府川 そこは分流します。分流式ですというのをどこかに書いてあったと思います。

○岡山委員 では、どこかに側溝等の、水を流すところは既にあって……

○原嶋主査 7番です。

○府川 7番。

○岡山委員 それは表層で流れていくというわけですね。了解しました。

すみません、最後なんです、その集中排水処理施設から放水するのは、どこに放水しますか。

○府川 放水。何クレークになりますか。

○田邊氏 工場からは2番になります。Zone B全体からは、1、2、3、4と。

○金籠 8ページのほうに記載の、こちらの地図のとおり。

○岡山委員 そうか、中に4本側溝があって、そこに……なので、ここに書いたのは、4ヵ所放水……

○府川 これは、もともと自然のクリークです。

○岡山委員 集中排水処理施設から、このナンバー1、2、3、4に流すんですか。ではなくて、ナンバー2に流れるんですかね。

○田邊氏 ナンバー2です。

○岡山委員 2ですね、了解しました。

これは、このナンバー2の流れていたところの、この先はどういうところなんですか。

○府川 これはヤンゴン川になります。

○岡山委員 了解です、ヤンゴン川ですね。

ここにもちょこっと書いておいたんですが、ここの中の、集中排水処理施設がどこら辺というのがあるとよかったかなと思います。

ありがとうございました。よくわかりました。

あと20番、これは同じですね。

21も結構です。調整池もそう。調整池がどこですかというのも明らかになるとうれいんです。

これは雨水のための調整池ですか。

○田邊氏 雨水調整も兼ねて。

○岡山委員 調整池なんですが、雨水は調整池を経由して各1、2、3、4の水路に放流とあるので、ということは、このナンバー1、2、3、4の水路のどこかしらに調整池が4ヵ所あるという理解でいいのでしょうか。

○田邊氏 そうですね、調整池の機能を持たせるようなものを各用途の区域ごとに準備するということです。

○岡山委員 これは、もともとのクリークだということは、それなりに雨期のときにはまとまった雨量があり、ここをこういう開発をすることで、表層水がどこかで一度ストックしておかないとあふれるということが多分考えられるから調整池をつけるんだと思うんです。

過去の雨量データを参考にして、少し多目の雨、例えば30年に一度ぐらいの洪水等の雨量を考えたときに、その調整施設だけで、特にこのナンバー1のところと、工業団地もそうだと思うんですが、水に浸かってしまうことで非常な損害を受けますので、どのぐらいの調整機能を持たせるように計画されているんですか。あと場所もなんですけれども。

○小川 それは、これから調査ということになってきますので。いただいた点についてはEIAの調査の中で。

○岡山委員 了解しました。場所も、現時点では「ここ」というふうには言えないというの、そういうことですね。

○小川 そうです。

○岡山委員 了解しました。

22番は産業廃棄物に、有害物質を一緒に入れてもいいということと書いてあるんですが。このSEZ内に整備される産業廃棄物処分場は、この中に一つ遮断型か安定型の処分場をつくるということですか。この回答を見ると。

○府川 そうですよね……

○小川 すみません、テクニカルなところがあれで……

○原嶋主査 というよりも、処分場をつくるんですか。そこを確認ですけども。

○田邊氏 Zone Aのほうですね、もう既に先行着手している開発エリアの……

○小川 業者が既に入っている……

○原嶋主査 Zone Aに、ダンプングするそのサイトをつくっているということですか。確認ですけども。

○田邊氏 埋め立て処理場、はい。

○岡山委員 10ページには、Zone A入居企業である廃棄物処理事業者、要するにZone Aの中に、既に入居企業の中に廃棄物処理業者がいる、リサイクラーがいるということですよ。そこに処理を委託するというのも一つの手であると。

しかし、「処分場ができる」とこの回答に書いてある、それは書いていないですよ。

○原嶋主査 大丈夫ですか。「SEZ内に整備される産業廃棄物処分場は」とありますけれども、そこですよ。そこで今確認しているんですけども。

○岡山委員 はい、初めて聞いたので。それはどこにあるんですか。

○金籠 処分場がSEZの、そのZone Aの中に整備されています。

○岡山委員 Zone Aの中に既にあるんですか。

○金籠 はい、整備されているところです。

○小川 整備されている……整備中か。

○原嶋主査 整備されている……

○小川 Zone A自体が全て完成しているわけではないのです。

○原嶋主査 Zone Aのことですか。この「SEZ内」とあるんですけども、Zone Aなんです。

○岡山委員 どのあたりですか。

○金籠 この青い地図のこのあたりです。

○岡山委員 なるほど、一番低いほうですね。

○金籠 はい。

○岡山委員 了解しました。ここの一番端で、このままヤンゴン川のほうに緩やかに

傾斜しているはずなんですが、このピンクの、ここは何もない空き地ですか。

○金籠 除外地域なので、SEZではないです。

○岡山委員 了解です。

それはどういうタイプの処分場でしょうか。安定型、遮蔽型。

○田邊氏 今、正確には説明できないので……

○府川 それは後日情報提供ということでもよろしいですか。

○渡辺 今わからないので調べます。

○岡山委員 なぜかという、その有害物質処理が心配なんです。例えば、鉍碎のものであるとか、有害物質が含まれている廃棄物もここであわせて処理というふうに書いてあるので、少し引っかかっているんです。

通常の、有害物が入らない、重金属等が入らないのであれば、まあ安定型の処分場でいいかなと思われるんですけども。もし万が一何らかの、そういう工場も入ることもあり得るでしょうから、そこもあわせて有害物質は処理できる構造になっていると聞いていますとあるので、どういう構造なんですかというのをきちんと示されたほうがいいと思います。

○府川 きちんのご説明できるように用意しておきます。

○岡山委員 はい、コンクリート張りにしますとか。

○作本委員 今、岡山委員がおっしゃられた、例えば、国営のセメント工場とか、そういうようなところで一緒に燃やしてしまうとか、そういうような工程もあるんです。全部を埋め立てるわけじゃなくて。ですから、そのあたりは途上段階に、よくインドネシアとか、最初のころの有害廃棄物処理で使われる方法なんですけれども。そういうようなものも方法としては可能じゃないかと思えます。

○金籠 現時点では埋め立て処分場が整備中で。今後の計画として焼却ということも検討されているという状況です。

○岡山委員 ただ、焼却をしても焼却灰は出ますし、埋め立て処分場というのは基本的に有限ですから。どのぐらいの年数を使うつもりなのかとか、一杯になったらどうするかとか、その計画も必要になると思います。

○原嶋主査 Zone Aのほうに入っているということなら、Zone Aの環境、その手続は進んでいるんですよね。JICAさんが確認して……

○小川 環境レビューということですか。

○原嶋主査 環境レビューと、その確認をこっちでしている……

○渡辺 Zone A自体はもう承諾しています。

○原嶋主査 そうですよね、じゃ、その中に入っているということですよね。今の確認というか、産業廃棄物の処分場は、今おっしゃっていたところに入っているということですよね。それは大丈夫ですか。

○松本委員 いや、大丈夫じゃないと思いますよ。

- 原嶋主査 大丈夫じゃないんだ。
- 松本委員 ここに、環境レビュー対応表を読んでいます、そうはなっていないです。
- 原嶋主査 そこは大問題じゃないですか。
- 松本委員 確認します。今後最終処分場で中期的な需要に対応できるキャパがあることは確認しているけれども、今後、全体的に増えてくる中で……
- 原嶋主査 そこは大問題だ。
- 松本委員 というようなのが、環境レビュー時点でJICAから出されている回答の中にはあって。今ご説明しているものとの整合性はあまり感じられないです。
- 原嶋主査 Zone BになったからZone Aのところに持っていきますよと言って、Zone Aでやっていなければ——ごめんなさい、悪い言い方をすれば。そこは、やっているのは、それなりにちゃんと配慮されていれば、我々としてはそれ以上言うことはないんでしょうけれども。そこは相当確認が必要というか、今の話を聞いているとちょっとあれなんで。それは1点残して。
- 岡山委員 はい、ありがとうございます。
- 戻っちゃうんですが。そのZone Aに今入居している廃棄物処理業者は、具体的にどういう廃棄物をどのように処理をしているんですか。
- 小川 多分、詳細にご説明したほうがいいと思いますので、そこら辺もまとめて事後的に報告します。
- 岡山委員 それから、23番もごみ関係で申しわけないのですが。金属、ガラス、ゴム、繊維、プラスチック、建設廃材、廃油をリユース・リサイクルということなんです、若干気になるのがプラスチックと廃材・廃油ですかね。
- ここのSEZで出てくる建設廃材は、今これからつくるのですから、つくるために必要な、例えばセメントを囲うための板であるとかを想定して、しかもそれをリサイクルするという計画だと理解していいんでしょうか。
- 小川 これは建設中のものを含むのかということですか。
- 岡山委員 現時点では、建設廃材もリサイクル対象と想定していますというご回答ですので。できるんですかというか、どうやるんですかとか。何が出る予定ですかと。
- 田邊氏 これは現地のほうに問い合わせることになります。
- 岡山委員 お願いします。質問でも書いてあるんですが、廃プラはどうリサイクルするんですか。
- 府川 廃プラスチック。
- 小川 ここもあわせて。
- 岡山委員 日本で言えば、一般居住地帯から出てくる、いわゆる一般廃棄物と、工業団地から出てくる産業廃棄物というものが区分されているんですけども。せっかく同じところにあるので、このSEZ内で廃プラをリサイクルできるのであれば、

Residence Areaから出てくるレジ袋のような廃プラも、あわせて処理ができると思われます。

ミャンマーにおいても同じなんですけれども、今プラスチックのごみが川に相当流れてしまっていて、処分ができないからなんですけれども。これによる、今後放っておくとインドネシアのような状況になってしまうので。それを逆に未然に防ぐためには、もし廃プラのリサイクルを——する予定であると想定していますとあるので、せっかくだからきちんとリサイクルするようなシステムを導入されたらいいと思いますが。

それから、廃油は、天ぷら油だけじゃなくて、恐らくいろいろな廃油が工業団地から出るかと思いますが、これについては、日本で言っても有害な産業廃棄物だと想定されます。どのようにリサイクルされるんですか。

○府川 そこも含めて。

○岡山委員 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

次のところは原嶋先生と私と同じですかね、24番、25番。

○原嶋主査 要は、有害廃棄物の問題が一番心配なんです。

これもさっきの問題と同じですので、また後ほどということ。

続けて岡山先生、ずっと31番まで。ちょっとテンポを速めでよろしくお願ひします。

○岡山委員 27、28は結構です。

廃棄物の話まで、26番までは保留にしておいてください。すみません。

それから、29もですね、間違いということ。

それから、30番。重複がありませんということですね。30番よろしくお願ひします。

それから、31番も……でも、30、31の補償ですね。

これで私が判断はできないのですが、31番の農地ですね、これを多分手放さなくてはいけない農民に関しては——しかもこの農村、農民が多いところ、農家が多いところと、30番で言っている……29かな、弱者の世帯が割と重なっているようにデータが読み取れます。ですので、そういう世帯への土地補償が、この3年分の生産高に基づいた生計の補償と土地の補償で十分なのかどうかというのがよくわからないんですが。

○松本委員 これは確認させてもらっていいですか。63番の……

○原嶋主査 そうです。これは場所が……

○松本委員 ええ、原嶋先生のところでやってもいいのかもしれないので、そこでやりますか。

○原嶋主査 いいですよ、どうぞやっちゃってください。

○岡山委員 じゃ、回してください。

○原嶋主査 これは、多分場所的には14ページぐらいに行ってもいい場所のあれなんですよね。どうぞ行ってください。

○松本委員 ここで確認ですが、これまでも何度か議論の俎上に上がっているんです

が。90年代に収用された土地に暮らしている人たちが、不法占拠者という主張で。これに対して農民側が、これは収用法に反しているので、農地法に則って返還されるべき土地であるということを言っている人が住民の中にいるということは、恐らく府川さんも小川さんも御存じのことだというふうに思うんですが。

改めて伺いたいんですが、もちろんこのZone BはZone Aと違って、全てがああときに補償をもらった人たちが埋め尽くされているわけではないということですので、実を言うとZone Aよりも、その土地の過去の補償を巡っては複雑な状況にあるとは思いますが。現状でJICAの認識として、まず1点目は、その農民の側から言っている90年代の収用は違法であり、農地法に基づいて返還されるべきだということについてのJICAのお考えが一つ。

二つ目は、そのZone Bの中にある2種類の、私はあえて括弧をつけさせてもらいますが、「補償」を受けた人たちと、その対象でない人たちとを今後分けて考えて補償をされる予定なのか。

岡山先生よりも若干踏み越えてしまっていますけれども、認識を確認させていただきたいということになりますけれども。

○府川 Class Aのときにも、その90年代の補償がどうだったのかという議論はあったんですけれども。そこについて、遡ってガイドラインを適用して、違反があった、違反がなかったという、そこまでの認定というのはしていないということです。

今の時点でどういう補償をすることによって住民の皆さんの生計を回復するのか、補償していくのかというところにフォーカスした補償を設計してきたということです。

一方、今度Class Bのところは、前に補償を受けていない人たちもいるというモザイクになった状況ですので、そこはそれぞれの補償内容というところをきちんと設計してやっていく必要があるというふうに認識をしております。

○松本委員 つまり、その農地法に基づいて、今回岡山先生も農地法をリファアされていますが、その趣旨に基づいて対応を考え直すということはないということですか、90年代の収用に対して。

○府川 過去に遡ってですか。そこはClass Aと同じ方針でやっていくべきものだというふうに考えていますけれども。

○松本委員 その結論が、この3年間ということになると。

○府川 はい。

○松本委員 つまり、補償というよりは、コンペンセーションではないということですね、むしろアシスタントみたいな。アシスタンス。

○府川 そうですね。生計を維持するための補償ということでしょうか。

○松本委員 すみません、私から確認したかったのはそのことです。

○小川 わかりづらいところであれですが。未補償地域と補償済み地域と分けてしまっていますけれども、補償済み地域が6年間で、未補償地域が3年間プラス土地に対するコ

ンペンセーションという形で。

今、ただ提案を、これは住民移転のフレームワークという形でディスクローズさせていただいているものでございまして、これから住民との協議の中でファイナライズされていくものであるというふうに認識をしております。

○松本委員 なるほど。90年代の補償を出したところは6年間の生産高で、そして未補償の場合は3年の生産高プラス土地の補償というのが、今検討中と。

○小川 ええ、ベースとして。それと、あとコンサルテーションしてということですよ。

○原嶋主査 今の点は、そのZone Aでの異議申立のさばきの内容と矛盾はないんですか。素朴な質問ですけども。

○渡辺 さばきのと申しますと。そもそも異議申立自体が、遵守がないと結論づけられていますので。矛盾がないという意味は。

○原嶋主査 違反がない、遵守がないとよく言う。今のは大丈夫ですか。

岡山さんよろしいですか、とりあえず一旦区切りで。

○岡山委員 はい、大丈夫です。

○原嶋主査 じゃ、それで。続いて30番と31番は63番とも兼ね合いがありますけれども。また多分あれでしょうけれども。

作本先生、32番、33番、34番。

○作本委員 32から34は、この700haの特定のことに關しての繰り返しですから。もう結構です、わかりました。

○原嶋主査 35番、36番も、これも特にありませんので、ご回答で結構です。

続いて37番以降ですね、長谷川先生。

○長谷川委員 代替案の話で、これはほかの案件でも指摘したりしているんですけども。スコーピング段階で代替案の取扱いをどうするかということは、非常に難しいとはわかっております。それで、ある程度絞っていかないと、あるいは最適案というものを選んでいかないと、その先の詳細なEIAというのが難しいのかなということも承知ではあるんですけども。

37番は、回答にあるように、場所が異なる場合は、今後の現地調査地点が異なるみたいなこともあるしということですよ。

ここで言わんとしているのは、単なる既存にある資料とか、あるいは現地踏査を若干机上を含めてやっただけで、その環境面については一応代替案の検討上は済みましたよということで、一つの案に限っていつてしまっているのかどうかというふうなことなんですけれども。

例えば、JICAのガイドラインと、それからミャンマー、今、手続規定をつくっている最中だということで、添付資料として表を、その相違点等を整理したものを今回いただきました。それで、例えばその表のナンバーがついていないんですけども、お手元にありますか。

○金籠 これの一番最後のところですね。

○長谷川委員 はい、一番最後のここです。これの表の参考も含め、代替案比較というところがありまして。JICAのガイドラインだと複数の代替案が検討されていなければいけない。それからミャンマーの手續規定、今つくられているものに関しては、EIA分析過程で代替案比較を実施する。

例えば、このミャンマーのこの表現の「EIA分析過程」というのはどこを指すのかということなんですけれども。スコーピング段階で、その代替案比較というものをおしまいにしてしまうということなのか。あるいは、やはりもう少し本格的EIAをやっていく段階で、代替案ということもかなり意識しながらやっていくのかという。この辺が悩ましいというか、どう理解すればいいかなということが少しあるんですけれども。

いたずらにごねるつもりはないんですけれども、やはりこれ以外にやりようがなかったんでしょうか。もう最適案を選んで、それから「これを選びました」ということから、それを踏まえていろいろなスコーピングの案を出してということですよ。

○府川 そこは一般論のような気もするのですが。

○氏家氏 よろしいでしょうか、日本工営の氏家と申します。

代替案の検討ですけれども、まずスコーピング案までに事業計画の、大体大枠の代替案を比較して、それでもってスコーピングを行い、EIAを行っていくという手順は一般的に行われている話だと思います。

その次の、やはり詳細なEIAの検討の過程で、細かな対策案をどうするかですとか、事業の詳細の部分で細かな代替案の比較というの、やっぱりなされた上で影響検討というのは行ってまいります。その様なステップで代替案の比較というのはあると思いますので、必ずしもスコーピング前までで全てを終わりというわけではなく、次のステップで詳細な検討を行った上で代替案をまた比較して、どういう対策をとっていくのかということはあると思いますので、全てスコーピング前で終わりというわけではないというふうにご理解いただければと思います。

○長谷川委員 わかりました。すっきりしたご説明だと思います。

そうすると、ここまでは大枠の代替案を検討して、最適案を選んだと。

そうすると、次にもう少し詳細な、細かいところの検討を今後するんだという、その細かいところを、このスコーピングでは提案しなくちゃいけないんじゃないですか。

○氏家氏 EIAの全体の流れの中で、スコーピングでここまでしていく話とは、私は違うと思います。スコーピングは大枠の事業の中で、その対策案を練らない、対策案がない場合の影響評価でもって行って、それでもって後で詳細な調査を行って対策を検討していくという流れになりますので、対策の検討の中で、私はその詳細な部分の代替案の比較というのはすべきというふうにあります。

○長谷川委員 そうすると、スコーピングのこの段階では、そういったものはなかなか……

○氏家氏 まだそこまでは、検討の途中ということだと思います。

○原嶋主査 今のは、何か詳細設計みたいな話ですよ、だんだんね。

○氏家氏 詳細というか、基本設計ですね。

○原嶋主査 基本設計。だから……

○氏家氏 基本設計レベルか、計画レベルかというところになると思います。

○長谷川委員 じゃ、38のほうに移らせてもらいますけれども。これは代替案の一つなんでしょうけれども。総合的に、定性的に判断して、やることのほうを選びましたというふうなことですよね、望ましいということですよ。

最初から、「もうこれでいくんだ」というふうなことがあると、それにいくということなんでしょうけれども。一応比較をしたわけなんで、ここに、例えば事前資料の26ページのところにwith projectとwithout projectの比較があるんですが、いま一つwith projectを望ましいとするところが明確に見えていないというか。総合的、定性的とはいいながら、何かもう少し説得できるようなものというのは、これ以上は難しいですか。

○府川 そうですね。基本的には、withのときのベネフィットについては、ここで書かれていると思いますけれども。どういうイメージのものをつけ加えるとよろしいでしょうか。

○長谷川委員 そうですね……

○府川 例えば、国家開発戦略的な面で、withのところこういうアウトプットが期待できるとか、そんなような記述でしょうか。

○長谷川委員 この回答にあるように、やった場合の環境的あるいは社会的なマイナス面は、対策をやることによってかなり緩和される、そういうところですよ。そういうところを見てということですよ。

ですから、その辺の記述がもう少しあると、定性的といいつつも、ある程度わかりやすかったかなと思うんですけども。

○府川 なるほど。そうすると、マイナス面もあるんだけれども、そこはミティゲートすることができるという記載があってもいいんじゃないかと。

○長谷川委員 そういった記載ですよ、ええ。

何かこの総合評価は、いつもいま一つ、どの案件も、ある程度明確に納得できないような終わり方なんです。何かもう少しあるといいんですが。

わかりました、ありがとうございました。

○原嶋主査 続いて39、40、41ですね、岡山先生。

○岡山委員 三つまとめていきたいと思います。

私がここで何にこだわっているかという、そもそもこの代替案が釈然としないのは、39番にも書いてあるように、18ページのエリア分けと、これ地図、実はエリアを示していただけないと思うんですけども。ことと照らし合わせながらじっと

これを眺めると、社会的弱者が特に集中しているエリアの3、4、5の部分が、そもそもこの代替案の検討対象になっていないということが釈然としないんです。

それで、何で北側だけにしている、代替案の検討ですから、なぜ全体でやらないかというのがわかりません。この回答を読んでも、もう一つよくわからないんですが、39番の回答をもう少し詳細に説明していただけますか。なぜ北側だけなのか。

○原嶋主査 地図って、何かありますか。

ご回答をお願いします。

○府川 ご指摘は、18ページのこの地図でエリア分けしましたよねと。一方で、どこに何を配置するのかというのが、ここに重なっていないということで。それは実際プロセスとして、それが別トラックで走っていたものですから、一つの地図になっていないというテクニカルなところはございますけれども。

基本的には、例えば、物流エリアというのは、この黄色いところになりますけれども、ここがヤンゴン川になっておりまして、ここに港があるんです。なので、当然ながら、その後背地にこのロジを配置しましょうと。

また、あとエリア2、ここが工業団地というふうに想定されるわけですがけれども、ここは土地の高低とか、さっき浸水するようなことがあってはいけないというようなご意見もあったかと思えますけれども、といったような地理的条件の中から、こういう配置が決まっているというところです。

そこが一番メインの要因として、どういうレイアウトにするかという議論が進んでいて、その中での代替案ということで、資料で言うと25ページの代替案A案、B案というのが出ているということです。

もう少しドラスティックな代替案というのはあり得るんじゃないかというご指摘かと思えますけれども、そこはやっぱその地理的な環境を制約として決まらざるを得ないところが大きいということなんだというふうに考えております。

○岡山委員 なんですけれども、この北側のところの上の黄色いところがエリア3で、その下の黄色いところの、ヤンゴン川に一番近いところがエリア4ですよ。少しそこからT字で中に入る部分がエリア5なんですけれども、特にその3、4、5のところに、例えばインド系の、非識字率もここは高いですし、農家が多いというふうに18ページには書かれているわけです。

なので、わざわざその部分を — そのレイアウトも、本来は工業団地をつくるレイアウトからすると、これが最高ですというのはわかるんですが。しかし、一方でここに住んでいる住民からしてみれば、あるいはここにある農地からしてみれば、そこも、彼らの生活をもう少し脅かさない形のレイアウトがあるんじゃないかということも、一方からはあるんだと思うんです。

そういうものを考慮した代替案、全体的なレイアウト案があって、その中で、それでもこれが一番いいですということであれば、多少の納得はできるんですけれども、

全く検討がされていないので非常に気になります、というのが39番の意図です。

○原嶋主査 このところを簡単に言うと、要は、このプランが特定の民族とか、比較的社会的に弱者のところについて、非常に厳しく当たっているんじゃないかと。それについてJICAサイドは、多分ガイドラインで言えば社会的弱者に配慮するというようなことがあるんでしょうけれども、それとの兼ね合いで一定の反論をするというわけじゃないんでしょうけれども、問題提起をされる必要は考えていないのかということですね。

○府川 もう一つの要因として、これは海外投融資案件でございますので、民間事業者の事業のサポートになっています。なので、民間事業者のほうで、今後のいろいろ経済活動等々を考えながら最適なレイアウトというのを模索していつている。

我々は、基本的にはそれを受けて検討をしているというような制約はございまして。全くのスクラッチのところから我々自身が最適なレイアウト、代替案というのを検討しているわけではない、そういうところもございまして。そこはほかのスキームで実施している案件と違うところはあるかなというふうに思います。

○原嶋主査 もっと簡単に言いますと、特定の民族とか、比較的社会的に弱い層が、こう言うと言葉は悪いかもしれませんが、移転させやすいとか、そういう人たちに厳しく、そういうことがあるから、そういうことを意図して、そういう計画……

○府川 それを意図してこういうレイアウトにしているわけじゃないというふうには理解しておりますけれども。

○原嶋主査 そういうことはあるかどうかということですね。

○府川 そこは地理的、経済的な要因であって、インド人はどかしやすいからとか、そういうことで考えているわけじゃないという。

○原嶋主査 言葉はちょっと悪いですけども、例えばそういう背景があるんじゃないかということが一番の心配なんですよね。

○岡山委員 だから、穿った見方をすると、やはり先ほどの農地のこともそうなんですけど、むしろ社会的弱者で3年間の収入も非常に少ないのだから、このくらいの移転費用でいいだろうというふうに見積もられてしまう可能性があるんじゃないですかと。なので、つくるほうからしてみれば安く済むという判断が、ひょっとして効いていませんかというのを心配しているわけです。

ですので、同じく、そこで移転を余儀なくされる方々が、例えば北側のエリア1、2であれば、もともと屋台の人たちも多いということですので、そのまま商業エリアに行くことも可能でしょうし、あるいは、中で働くことも恐らくは可能なのかもしれないですが、じゃ、23%以上の方が全く読めない、書けないような人がいるような、この南側の地域で、例えば彼らがあそこのオレンジのところに住んだとしても、そこはこの40番と41番の回答を読んでいると、要するに、農家はやはり廃業していただいて、全員訓練をして、ここで雇用されるようにしたいというふうには読めるんですが。それ

を職業訓練としても慎重な対応を必要と考えるという事です。しかし、まず一般的な掛け算、計算の前に、言葉の教育からということにも、多分なりましょうし。そういうことの費用までも含めた代替案になっているんでしょうかというところが気になっています。

○府川 そこは移転費用が安く済むように、あえてそこを選んでいるということではないというふうに理解はしています。繰り返しになりますけれども、地理的、経済的な要因で検討している。例えば、港の開発も、やっぱりこの、この下のほうの黄色いストリップのところですよ、ちょうどそちら側で開発が進んでいますので、その裏にロジスティクスをつくるというのは極めて合理的な考え方と思いますし。

逆に、それだけこの住民対策が難しいところに取り組みなければいけないということですので、決して安く済ませるためとか、そういう要因で決まっているものではないというふうに理解しています。

○岡山委員 ちなみに、零細なのか、零細じゃないのかわかりませんが、南側の農家は、基本的にはほかの農地に移るのか、それとも優先的に — それは北側も同じくなんですが、このResidencial Areaに優先的に入居できるんですか。

○府川 移転先は、オレンジのResidencial Areaがその移転先なわけであって、それはまた別途、今後検討が進んでいくものになります。

○岡山委員 なるほど。このエリアの中で、こっちからこっちにと動くわけではないんですね。

○府川 はい。ただ、そこは住民のご意見を聞きながら進めていくということで。

○岡山委員 というのも、41番の回答の中では、職業訓練を考えています、生活回復支援ということですので。Zone Aでこれは既にやっているということなんですが、しかし移転先がここから遠く離れてしまうと、今度は多分ここに通うことができないと思うんです。ですので、こういう職業回復訓練等々、あるいはここで雇用されるための準備をあわせてされるのであれば、このゾーン内に当然移転されるべきなのかなというふうには思うんですが。

○府川 そうですね、そこは住民のご意見を聞きながらということではありますけれども。あと、ミャンマー政府としてどこに土地を用意できるかといった話はございませんので、完全に好きなところを選んでくださいというわけには、多分いかないと思います。

あと、通う先から遠くなってしまう云々については、それは個別の移転補償の中で検討されていくということだと思います。

○岡山委員 わかりました、ありがとうございます。

○原嶋主査 続いて松本さん。

○長谷川委員 よろしいですか。今、岡山委員が言われた社会面からの代替案の検討というのも、やはり非常に重要なことだと思うんです。それで、杓子定規にやればいいと

いうものではありませんけれども、ガイドラインを大切にすれば、スコーピングの中での代替案をどんな位置づけにするかというのは、やはりしっかりとわきまえなくちゃいけないと、私もそうなんですけれども思っております。

それで、ガイドラインの2ページ、ごめんなさい、これはもう皆さん全員承知の上で再度リファーストしちゃうんですけれども、2ページの11番に「スコーピング」という定義がございます。ここに言っているように、検討すべき代替案をスコーピングの中で決定していくんだという意味なんですよね。スコーピングの中で代替案を検討するんじゃないんです。いろんな候補がたくさんあったり、可能性がある。それを今後のEIAの中でどんなふうに検討を比べながらしていくかということの候補を出し合うというのが、このスコーピングの中での位置づけなんです。

ここまで、私が先ほど言ったように、もう既にスコーピングの中で代替案の検討をし尽くして、ある程度結果が出てしまっている。先ほど氏家さんが言われましたように、本格的ほうからは少し細かい具体案が出てきて、それを代替案というふうにも呼んでもいいんじゃないかというお話がありましたけれども。それはそれで、やはりスコーピングの段階から、そういったものを含めて、こういったもの、ああいったものというものを、やはり代替案として「こんなものがあります」ということをやるのが、かなりスコーピングでは求められているんじゃないかなというふうには、ここから読めるんです。

実情に照らし合わせるとそうではないよということがあれば、このガイドライン自身を変えなくちゃいけないんですけれども。これをそのまま踏まえていくなれば、やはり今言った、岡山委員のことなども含めながら、しっかりと代替案は考えていく必要があるかなという、これはコメントです。

○原嶋主査 松本先生。

○松本委員 私のところは、回答はそういう回答かなと思いますが。もともと2,000だったものですから、そもそもこの代替案そのものも、何の代替案か、実はあまりよくわからなくて。その2,000の中から700を繰り出すことそのものがどうしてなのかがわからない中で、700だ、770だという代替案が出てきていて。そもそも、そこ自体がわからなかったんで。

もし本当に、この2,000というのが規模が大き過ぎて、これを3分の1ぐらいにしたいと。ついては、どういう可能性があるかというプロセスだったのであればいいとは思いますが。であればそのプロセスも教えてほしいぐらいですが、これはどちらかというと青天の霹靂のように、突如2,000がなくなったように、私の印象としては持っているものですから。そもそもこの代替案はどのような経緯で生まれてきた代替案なんだろうというのに疑問を持ったので、こういう書き方になりましたが。

○府川 もともとミャンマー政府としては、この全体2,400をSEZとして開発するという計画をもっている、そこが出発点である。その中で、さはさりながら、2,400いきな

りの開発は難しいので、まずは400、それから今回は700というふうに、順次の開発が進んでいるというところでございます。

それで今回、何の代替案というのは、そこは700の代替案ということでありまして、そうすると、その2,000との関係はというところなんですけれども。これは、2,000のところはやっぱり長期的な開発の——それが最終的に10年なのか、20年なのか、30年かはわかりません。長期的に開発されていくのだらうと。その中で、今回は具体的に700、この緑の場所であり、黄色の場所でありというところを開発したいという具体的な計画が上がってきて、そこの代替案をお示ししたということでございます。

○松本委員 700という数字は、あるところから出てきたんですね。そのうちの700を切り出したけれども、代替案としてなにがあるかという、そういう議論は出てきていたということですか。

○府川 ええ。でも、私が代替案と申し上げたのは、このスコーピング案の25ページの、こここのところのあれでございますけれども。

○松本委員 なるほど。でもそういうプロセスだったと。

○府川 だから、民間事業者としてClass Aのほうに続く工業団地——Class Aのほうも思いのほか売れているので、次のあれが欲しいねと。さらには、こうやって拡大していくとロジスティックスも欲しい、人が住むためのResidenceも欲しいということで、今回700というのを切り分けて具体化してきている。

○松本委員 じゃ、残りのところについては、とりあえず現状維持であるという理解でいいんですね。

○府川 とりあえずそうなりますよね。

○松本委員 住民の移転、その他生計については現状のまま維持されると。

○府川 そこは、また別の議論があって……

○松本委員 つまり、そうであると、要するにこの代替案の住民移転は何を比較しているのかよくわからなくなって。切り出しの部分だけ比較すればいいのか、それとも2,000全体で起きていることを考えた場合、この切り出しにはどんな意味があるのか、そこが私にはわからないんです。

○府川 そこは、今まさに議論をしたいのは、この700という具体化する部分なんですけれども。

○松本委員 私が知りたいのは、実は700以外のところで起きていることとの関係なんです。700以外のところは、このまま放っておかれるということにはなっていないですか。

○小川 ミャンマー政府の方針としては、そこの部分を含めて開発をしていく。ただ、先ほど府川が申し上げたとおり、それが何年になるのかというところについては、今まさに、徐々に進めている段階なので、今、「それが2025年なんですよ」とかいうのは申し上げられないという状況になっていますので。そういう意味では、現状維持な

のかというのは、まず短期的に見れば現状維持のところが出てくるというのは先生のおっしゃるとおりです。

○松本委員 わかりました。ほかの案件でも、橋をつくるけれども、5年ぐらい経ったら需要が増えてしまって新しい橋をつくんなきゃいけない。今は改修とやっているけれども、10年ぐらいで見たら作り直したほうがいいんじゃないかみたいな議論もある中で、確かにこれ一つだけでの話はわかるんですが、ミャンマー政府が考えている全体図を見て、この代替案にどれほどの意味があるのかということがわからなかったんで質問したんですが。お答えについてはわかりました。

すみません、時間をとらせてしまいました。

○原嶋主査 いずれにしても、何かいろいろとコメントもあると思いますので、後ほど。

あと、43、44、45は、43はコメントを入れる予定ですので、これで結構です。

44、45も結構なんで。

46から松本先生。

○松本委員 46から50も、お答えのほうがかうですので構いません。実は、Bにするとか、Aにするとかということ以上に、そこにコメントした内容を、あくまでテイクノートしておきたいということもありますので。了解いたしました。

○原嶋主査 続いて作本先生、51番。

○作本委員 今、松本委員が話していたことが私の頭の中をかすめていまして。私はSEAの報告書を今回、本来はここで議論すべき対象じゃないんですが、その中でも、かなりの重金属が出ている。あるいは、私も現地を見たところでは、黄色い埃の中で皆さん仕事をしている。あるいは住民移転だって、これだけ問題が起こっているわけですから、どれほどの規模がこの新しい地区で起こるかどうかわかりそうなものですが、no dataになっているわけですね。

あと民族の、どういう構成でこのあたりに住んでいるかということだってわかるはずなんだけれども、何で、ある程度のところはこのSEAの報告書でわかっておりながら、今回のこちらのほうの、今のスコーピングのところでは、これが反映されていないのか。

私は基本設計についての、こういう検討をやっているものですねという話をさっき交わされていたんで、そういうもんなのかと。大ざっぱでいいのかというようなことを考えつつも、じゃ、大ざっぱでありつつも、全体を押さえるにしても、何と何の項目は重要なんだろうかと。やはりこの国の——私も今、前に一緒に出した資料の中で、やはり経済特区法なんかでも、社会健康影響には「予防しろ」と書いてあるわけです。

そういうことから見ますと、やはり何か、今ここで我々がやっている作業の中でも、やっぱり重点的に、わかっている情報の中で、初めての事業であれば別ですよ、第2期目の事業なんで、ある程度見当がついているわけですから、やはりそれを社会面の影

響を全く知らない、これからゼロから始めますよというふうな、こういう対応というのは、どうも私もじっくり、納得できないものがあるんです。

それだけ、先ほどの廃棄物の問題だって、もうどの企業が入るといところまで書かれていて。その処分場の問題もありますし、重金属でも何と何が出ている、あるいは微粒子については健康被害を聞いておりませんという、こういう答え方では、どうも読んでいてじっくりいかないというような印象を持っています。

先ほどの51番のほうに戻りますけれども、ここで言わんとすることは、今回初めての事業じゃなくて、もう1期目をやっておられて、もう企業が入らんとするといつか、操業しようとしている。そういう最中にありまして、このZone Aでの経験はどの程度まで、今回参考にされているのか。今ここでスコーピング、初めての、この戦略レベルのこれをやろうといことはわかりますけれども、既にもうある程度の知識、情報はもうそちらのほうではお持ちなんではないかと思えます。

そういう意味では、これから2期目の700haかもしれませんが、ここで新しい事業を展開するに当たって、1期目の教訓といつか、知識をぜひ活用していただきたいというふうな感じがしてならないんです。

印象めいたことで、それが51番です。

以上です。

○原嶋主査 Zone Aは、今もう工場は稼働している部分もあるんですか。工場とか生産。全部ではないんでしょうけれども。

○小川 はい、2社ほどです。

○原嶋主査 もう稼働しているんですか。

○小川 稼働しています、はい。

○原嶋主査 わかりました。それは具体的には、何系という言葉がよくないですけども、業種的には。

○小川 繊維メーカーと自動車部品。

○原嶋主査 繊維と自動車部品。わかりました。

あと、52、53。

54は先ほどありましたけれども、54は先ほど岡山先生からご質問があったんで、これは汚水処理場というほどのものじゃない感じもしますよね。言葉としてちょっと。

○府川 そうですね。

○原嶋主査 ですね。それを確認しますけれども。多分問題としてありますんで。

○岡山委員 戻っていいですか。その52なんですけど、先ほどラグンビン湖からの取水が70kmもあるというのを初めて聞いて。その部分はどういう工事になるか知りませんが、幾らヤンゴン市への水道の一部であるとはいえ、この70km分のところまでは不可分一体の事業としてアセスに入れてもいいのではないかと思うのですが。

○府川 そちら、実は円借款事業でやっておりますので、そちらのほうでマネジメン

トしています。

○岡山委員 なら安心しました、了解です。

○原嶋主査 これは審査部のあれを通るんですね。

○松本委員 上水道ですか。

○府川 ラグンビンの上水で、はい。

○原嶋主査 ラグンビン湖からの取水の上水事業は、これはどういう状況にあるんですか。

○渡辺 ミャンマーを担当するまた別の課が担当していますので細かくは知らないですが、当然審査部として報告書は確認するという事になっています。

○原嶋主査 これから確認する、これからという形ですか。

○府川 いや、もう承諾済みの案件です。

○原嶋主査 今の状況で、承諾済みですか。

○渡辺 円借がついている。

○原嶋主査 もう既に事業を……

○府川 円借款として、はい。

○原嶋主査 じゃ、環境社会配慮は終わっているということ、手続としては終わっていますか。

○府川 終わっています。環境レビュー終了しています。

○原嶋主査 大きな事業だから、助言委員会にかかっていますか。

○金籠 この案件はカテゴリBです。

○原嶋主査 Bになっているんですか。それはBでいいんですか。すごく素朴な質問で。あまり余計なことをしちゃいけませんですね。Bで大丈夫ですか。

上下水道は、Bで本当にいいんですか。

○渡辺 上下水道は、通常カテゴリBにしています。

○原嶋主査 規模によってですか。

○渡辺 規模は基本的になくて。重金属とかがあれば、また別ですけども。

用地取得があるとか、ダムを建設するとか、そういうのがあればまた別ですけども。

○原嶋主査 下水道ですよ。

○渡辺 上下水両方とも。

○原嶋主査 Bだったということですね、わかりました。

それは一応審査部のほうの手続は済んでいるということですね。

○渡辺 済んでいるということです。

○原嶋主査 あと、ザマニ湖の取水にかかわって、松本先生もどこかで問題提起されていますよね。申しわけないですが、時間の関係もあるので、ついでに。

○松本委員 66番ですね、私のザマニは。

○原嶋主査 この問題ですね、取水制限をしたということですか。

○松本委員 停止です。

○原嶋主査 給水停止をしたという問題ですけれども、66番で、ザマニ湖からの原水利用について給水停止という措置がありましたけれども、この問題については何か。

○府川 そこはお答えを掲載しておりますけれども、灌漑用の給水を止められたという話です。なので、その分の補償も行うとされていますというご回答です。

○松本委員 気になっているのは、停止から、今後そのプロジェクトが終わるまでの間の補償の金額ですが、要するにどの期間の補償なのか。ここに書かれている「灌漑用水で行っていた耕作も加味して」というのは、スタート地点を知りたいんですけれども。私としては、12年末の停止からじゃないかと思っているんですが、このご回答には、「いつからの補償」というのがないので。

○氏家氏 私から補足いたします。今、フレームワークで提案されていますのは、もともと補償済みの土地の農家に対しては6年という生計の、耕作分の補償ということですが、灌漑用水の停止を受けて農作業が行えなかった分に関しては、その分プラス6年ということが提案されています。それはあくまでも、今の提案の段階ということになります。

○松本委員 それは、12年末から換算するのとどっちが長くなりそうなんですか。

○氏家氏 それは、まだ何とも言えないと思います。

実際問題として、例えばZone Aのときも、1世帯灌漑用水の供給停止を受けた農家がありまして、実質12年分の耕作分が補償されています。

○松本委員 方向としては、12年末に止められて以降の補償相当分を得られる可能性は高いというふうに考えてよろしいですか。

○小川 タイミングにもよりますが、基本その可能性が高いと思います。

○松本委員 私はこういう細かいことが関心だったんで、もしもうちょっと大きいことがあればどうぞ。

○原嶋主査 とりあえずそれで。

じゃ、テンポよく、長谷川先生、57。

○長谷川委員 57番ありがとうございました。先に出た原嶋先生の9番とほぼ同じような趣旨かなと思うんですけれども。行政指導ということで理解しました。

58番のほうですが、これも理解はしましたが、せっかく評価手法というふうにタイトルがついているんで、回答のほうの後半部の説明がありますから、こんな記述もどこかにしたら、タイトルと内容が間違いじゃないかなと思うんですが。予測と評価は違うもんですよね、それでわざわざ「予測・評価」と書いてあるわけですから、予測だけじゃなくて、評価についても少し触れてほしいなということでございます。

ありがとうございました。

○原嶋主査 続いて作本先生、59、60、61。

○作本委員 私も、これは乾期、今年3月なんで、現地を見させていただいたんですが、やはり黄色い砂煙がかなり立っていたような気がするんです。

ご回答のほうでは、健康被害は特に起こされていないということで、また大気汚染が発生するような事業は操業しておりませんと。事業はどちらの、建築のほうを意味しているのか、あるいは先ほどの二つの会社の話をされているのかよくわかりませんが、かなりの黄色い砂ぼこりで、前が見えないぐらいの。偶然その日の天気によるものかもしれませんけれども、そういう印象を強く持っているんですけれども。このような健康被害とか、こういうような報告はありませんというような回答で、実際皆さん方も現場を見ておられていて、本当にこういうような感じで文章になってしまうんですか。

○府川 ご質問から、工場の操業による大気質の悪化の話をされておられるのかなと思ったので、ちょっとそっちに寄った回答をしていますけれども。健康被害云々という報告はないというのは、そこは現状でもそうであると。

○作本委員 2社だけで繊維関係だけでしたら、そんなに起こるわけではないですね。

ただ、工事現場はかなり黄色い土が舞っているような、埃が舞っているような……

○府川 そこは、そうするとスコーピング案の工事中の大気質のところで捉えるべき話でしょうか。今どうなっていましたっけ……

○金籠 稼働ですとか……

○府川 そうですね、B-にして、工事車両の走行に伴い、排出ガスとか粉じん等による悪化が予想されるということで。

○作本委員 いただいたこのSEAの資料では、やっぱり雨期に比べて、このTSPは約20倍いっているということで、やっぱり調査、もう御存じのはずなんですね。ですから、そういうようなことが今回のこの大事な調査でほとんど検討に当たっていないというような感じを持つんですが。

やはり健康面は、先ほどの経済特区法じゃないんですが、注意するというふうに言われているんですから、やはりこのあたりはマトリクスでも重要な項目になるんじゃないかと思うんですが。

○府川 ご指摘のとおりなんですけれども、今まさにEIAを始めるスコーピングをやっておるところなので、すなわち委員のご指摘としては、工事中の大気質のところもちゃんと調査するようにということですよ。

○作本委員 そういうことです。

60番については、先ほど廃棄物の話も出ましたけれども、やはり残土の問題ですね、これを緑地帯で再利用ということでは言われていますけれども、これで全部使い切れるものなのかどうか、そこら辺は私はわかりませんが。

やはりDOWAという会社がここに入っているということは聞いておりますけれども、残土の問題は、この廃棄物と同じように処理されるのかどうか、一部疑問が残りました。

た。

○府川 工業団地の造成という話と、それから造成した後に工場を建設するという話と2段階ございますよね。

それで、より多く残土が発生するのは造成のほうなわけなんですけれども、そこについては、そもそもその土地の中で切り土、盛り土でバランスさせるような工法をとるので、残土の発生というのはそんなに多くありませんよというのが、ここでお答えしようとしているものなんです。

○作本委員 わかりました。一応中で再利用するという考え方であるということでした。

○原嶋主査 Zone Aで、残土はほとんどプラスマイナスゼロなんですか。

○府川 Class Aも、やっぱり切り土、盛り土でバランスさせるようにしました。

○作本委員 61番はわかりました。

○原嶋主査 62、63は先ほどもう出ていますので、とりあえずここでは結構です。

64、65で長谷川先生。

○長谷川委員 64番、先ほど廃棄物の話が出まして、単純に一般廃棄物もということ、こういうお答えですね。

技術上というか、いろんな面で一般廃棄物もというのはなかなか難しいんでしょうか。もう全然中身が違うということもありますし、一般廃棄物の場合は外に出すということですか。

○府川 逆に、これは一般廃棄物は地区で処理をいたしますので、そちらのほうで引き取ってもらう。すなわちエリアの外から出てくるごみはあるという理解です。

○長谷川委員 一般廃棄物はどこに引き取ってもらうんですか。

○府川 これは地区です。チョータン何とかでしたっけ、ヤンゴン市なんでしたっけ……

○長谷川委員 いずれにしても、開発区域外ということですね。

○府川 区域外です、はい。

○長谷川委員 その場合、外側でもこういったごみはどんどんと溜まる一方なんでしょうけれども、このSEZから出てくるものも、一般廃棄物だけは引き受けてくれということは、特に問題はないわけですね。

○府川 そこは行政のほうで対応するというので整理がついています。

○長谷川委員 効率性の面でも、やっぱりそうなんですか。このSEZ内でやるよりは、外へ持ち出したほうがということですか。

○岡山委員 恐らくその法令上が、日本と同じかどうか確認していませんが、基本的に廃棄物はみずから処理をするのが基本ですから。産業廃棄物に関しては、この工場一つ一つが自分で処理をするのが筋です。

それで、一般廃棄物に関しましては、各家で処理をできなくなってきたので、

まとめて、これは自治体が委託を受けて処理をするという形になります。

ですので、この10ページのところでも、廃棄物処理計画のところも書いてあるのですが、基本的にはヤンゴンシティーに最終的には回収委託処理をすることになると思う。なので、トラックがヤンゴンから来て、ずっとルート収集をして、また帰って行って、ヤンゴン市内で処理をするという状況に、多分なろうかと思えます。

先ほど私も質問したように、Zone Aの廃棄物処理業者は何の廃棄物を扱っているんですかという質問については、まだ詳細がわからないということだったので、やっぱりこれが一般廃棄物のごみ質もわからないんですけれども、恐らく処理ができないのではないかと。ごみ質が違うんじゃないかなというふうに考えられます。

○府川 そこら辺は少し整理をしていきます。

○長谷川委員 65番いいですか。

65番のほうですが、これは事前資料の30ページを見ながらコメントさせてもらったんです。この中での調査対象項目ということで、公害系と、それから自然環境系を中心にあるんですけれども、住民移転関係、それからここに出ていないほかの社会環境系はどんなふうなものかなと思ったんですけれども。このあたりはミャンマー政府のほうを実施するということですね。

それについては、もうどの段階までミャンマー政府が進めているかわかりませんが、今ここでやっているようなスコーピング段階のチェックというのは、しっかりとどこかでやられるという理解でよろしいですか。

というのは、本来ですとこういった住民移転関係についても、いろいろ方法論にしても、それから項目についても我々の目の前に上がってきて、チェックさせてもらうんですけれども。住民移転関係だけは、「ミャンマー側がやるんで」ということになると、ガイドラインで言っているその辺のところは、誰が責任を持ってスコーピング段階ではチェックするのかということなんですけれども。

○渋谷 住民移転計画も年明けからプロセスが始まって、ファイナルレポートの中には含まれて、最終的にまたワーキングで提示させていただくというプロセスです。

○長谷川委員 最終的にはそうですね。最初の段階の、スタートラインのところは。

○渋谷 このEIAのスコーピングの中に、社会面も含めて確認するということになっておりますので、それは含まれているという理解であります。

○長谷川委員 社会面というのは。評価予測、それから評価手法のところは、ある程度社会面が入っていますけれども、30ページでの段階でのほうには。

普通は調査があって、次に予測・評価という……

○渋谷 32ページの表では違いますか。これは予測・評価……

○長谷川委員 これはありますね、予測・評価のほうだね。調査のほうはどうかということ、現地調査ということですか。

回答を見ると、単純にその部分は現地側がやるんで、そちらに任せていますという

ふうな。もう調査自体はスタートしたんで、改めてこの段階で、ここでやるということとは適当でないということですか。

○篠田 基本的には、スコーピング段階でRAPのものというのは、あまり調査がスタートできていないケースが多いんです。通常、スコーピング段階でのステークホルダー協議を実施済みであれば、その結果をそこに載せる。かつ、その後センサス等は始まりますので、そういったスケジュールですとかをスコーピングのときにはお示しさせていただくというのが一般的かなというふうに思っております。

これについては、スコーピング時の住民移転に関する住民協議は一部載っております。8.2でRAPについての住民協議についてはスケジュール的に間に合っておりますので……これは計画ですね、すみません。計画をお示しさせていただいているということになります。

○原嶋主査 本体はドラフトファイナルレポートで入ってくるわけでしょう、そういうことでしょう。今のものが十分かどうか、若干あるかもしれないけれども、最終的には、中身が詰まったものはDFRの助言の段階で示してくれる、それはもう当然の。

○渡辺 建て付け上は調査実施主体が二つに分かれています。ただ、だからといって住民移転に関しては助言委員会の対象にしないというわけではないです。今ある情報はくっつけてお出ししていますし、この段階でコメントをもらって、調査実施主体は別であるけれども、我々はそこに対して働きかけを行います。

○長谷川委員 スコーピングで現況調査をやる。それから、その後、それに基づいて予測・評価をやる。その方法論とか項目をしっかりと押さえるということですよ。それが間違ってしまうと、後戻りになったり、やるべきことがやれないということが生じるわけですよ。そのためにスコーピングで、まず調査の項目は何ですか、そこは何ですかということをお互に見せてもらうわけですよ。

今回は、特に調査項目の中では住民移転関係、どういうふうな収入状況とか、そういういろいろとあると思うんですけども、これは特にここに載ってこないわけ。

気になったのは、その辺はミャンマー側がもう既にこれからやること、あるいはもう既に始めているんで、その辺はもうそちらを信頼して、この場ではチェックはしないというふうに皆さんが考えたかどうかという話なんです。

○原嶋主査 それは、だからDFRに載ってくるんだ。

○長谷川委員 いや、助言が載ってくるのはわかります。

○小川 ミャンマー政府のほうでは住民移転フレームワークのほうは示しております、その前提としてこの18ページ以降に載せていただいています社会調査結果についてはミャンマー政府のほうで実施をして、取りまとめた結果をこちらに載せさせていただいている。これを前提として住民移転計画とかをつくらせていただいて、最終的に、RAPについては当然助言委員会の、このEIAのドラフトファイナルレポート及び

RAPのドラフトファイナルレポートの段階で案を示させていただいて、助言をいただいているファイナライズさせていくというプロセスを想定しています。

○原嶋主査 でも、そんなもんです。実際もうできているから早く出せというのはあるかもしれないけれども、まあそんなもんじゃありませんか。

○長谷川委員 重大な問題視するわけじゃないですけども、そこはどうお考えだったかなということを確認したくてあれしただけなんです。というのは、違和感を感じたのは、32ページのほうに住民移転環境を含めて予測・評価のことがある程度載っているわけです。そうすると、その前段階として現況調査というものが前のページにあるわけですから。

○小川 現況調査を18ページから載せさせていただいている、はい。

○長谷川委員 ええ、整合性がないんじゃないかということなんです。

○小川 EIAのほうはこれから調査するということですか、そういうことですか。

○長谷川委員 ええ。ですから、ないならない、その理由を教えてください、これだけです。

○小川 実際のプロセスのところは先ほどご説明させていただいたとおりです。

○長谷川委員 そうということですね。

○松本委員 それに関係するんで、ちょっとだけ。

80番が関係しているんですけども。実は、その18ページに書かれているのは、このフレームワークに基づいて書かれているわけです。

やや混乱するのは、フレームワークではないわけです。ですから、その影響を受ける住民がどういう人であるのかは、実を言うと、この今回の資料の中には、2,000haのことしか書いていないのでわからないわけです。700haがどういう人たちなのかについては、実はそういうデータがないので調べなくてはいけませんが、80番のお答えは、つまり私はエリアごとにそういったRAPというか、RWPができるんですかというふうなご質問をさせてもらったら、「それごとにできます」というふうに書かれている。

しかし、そもそも「エリア」は2,000haの用語であって、実はそのとおりに答えが返ってきて驚いたんですが。普通は、この「エリア」はもう使えないだろうと私は思ったんですが、2,000haの用語をお使いになられている。

要するに、これで、じゃ、2,000ではなくて700になった後、「エリア」は生きてるんだかもわからないので、今のエリア1からエリア5。生きていて、さらにエリア1から5までどうやってRWPをつくるのかもわからない。

つまり、これはまさに今長谷川委員がおっしゃったように、ベースラインを出していただいているので、ここでお答えになっているものが何なのかがわからないんです。

申し上げている意味はわかりますか。それは、まさに長谷川委員がおっしゃったべ

ースラインがないということから、私もしょうがないので、2,000haの用語を使わざるを得ないんですが。しかし、700haの現状がどうなのかは一体どうやって調べるんですか、どういう人たちが何人いて、どういう生計手段をとっていて、社会的弱者はどのぐらいいてという、そのベースラインのデータそのものは、いつどうやってお調べになられているんでしょうかという、そういうことが長谷川委員のご質問だと思うし、全くもってそれが無いとは思っているんですが。

○原嶋主査 実際は、ある程度把握されているわけでしょう。

○氏家氏 補足させていただきます。2,000ha全体の被影響世帯、それら住民の詳細な社会経済調査、それから損失資産調査は2014年5月から継続的に行われていまして、それで概ねそのデータがそろって、整理が大体なされたような状況にあります。

その整理されたデータが住民移転フレームワークに示されていまして、そのフレームワークに示されているデータが、事前配付資料の中に掲載されております。

実際、EIAの社会環境の影響評価を行うに際しましては、その中から700ha区画、いわゆるZone Bの区画部分を抜き出して、それでもってそこにどういった被影響住民がいるのか、そこはどのような社会経済状況なのか、損失資産はどのようなものになるのかという詳細なデータが、EIAのドラフトファイナルレポートの中で示されてくることになると思います。それをベースに予測・評価がなされるといったことになると思います。

○松本委員 繰り返しになりますが、「エリア」（という括り）はそれでも生きていくわけですか。700haもエリア1～エリア5という言い方でさらに区分をして、RWPをつくれるんですか。

○氏家氏 RWPの区分けにつきましては、フレームワーク案ではとりあえずの案が示されています。それがエリア1～6です。それは回答欄にも記載されているかと思うんですが、今後の開発スケジュールのいろいろな検討の中で、区画も見直される可能性があるというところがありますので、最終的に、その見直された区画に基づいて、個別の住民移転計画が作成されていくということになります。

○原嶋主査 確認ですけれども、エリアごとにつくることにネガティブなお考えを持っている、そこはどうして。

○松本委員 ネガティブではなくて、どういうふうにやられるかというのが。要するに6本RWPが出てくるのか、1本出てくるのかということによっては……

○原嶋主査 それは形式が、どちらが望ましいとかはあるんですか。

○松本委員 いや、特にないです。住民側としては、一体どういうふうにするのかという疑問を持っているので。要するに、自分たちがそのエリアの中でRWPをつくれるのか、それとも、この700ha一本でつくられるのかということでこういう質問をさせていただいているのですが。

○原嶋主査 それは、明らかにどちらがよくないというわけではないですね。

○松本委員 それはないです。どうされるのかという。つまり、エリアという考え方

自体は、ある種2,000のときの考え方だったんで、700でもそれが踏襲されているのかどうかという。

○氏家氏 今、それはまさにミャンマー側が検討しているところになりますので、フレームワークの意見を皆さんからお聞きして、それで事業計画サイドとしてはどういう区画で、どういうスケジュールで事業を進めていくのかという検討。その両方のもとから、最終的にどういう個別の住民移転計画が作成されていくのかというのは、フレームワークの最終段階で住民にまた再度示されるということになると思います。

○松本委員 つまり、現実的には住民協議の段階で、「いや、これはエリア1の住民協議です」となるのかどうなのかによっては、「俺は呼ばれていないけれども、あんたは呼ばれたの」みたいな、そういう話になるので。

○原嶋主査 そういう問題が起きるわけですね。エリアに区切ることによる問題は、そういうインボルブがどこまでされるかという範囲の問題が出てくるわけだ。

○松本委員 聞かれるもんですから。聞かれたときに、「あれ、呼ばれていないんですか」という話になって。それでJICAに聞いてみると、「いや、それはエリアごとです」ともし言われるとすれば二度手間だなと思って。一体どういうふうに住民協議もこれから行われていくのだろうかというのが、まさにこれはスコーピング段階ですよ。ドラフトファイナルでやるのは遅すぎますので、今の段階からエリアごとにRWPはつくられ、住民協議もそれごとに行われるのか、それとも全体でやられるのかというのはスコーピング段階で議論せざるを得ないですよ。これはドラフトファイナルでは結果が出てきてしまうので。

○長谷川委員 結果は出るんですけども。

○松本委員 なので、ある意味でそのやり方を教えてほしいわけですよ。

○長谷川委員 そうなんです。それがどこにも見られないでしょうということだから。

○小川 700の中でエリアごとになるという可能性もあるという理解で。なので。

○松本委員 なるほど。

○長谷川委員 調査団側としては、もう先行しているんでしょうけれども、ミャンマー側がそういった社会調査、住民移転、特に南側はやっている項目類は、もう十分やられているというふうなことですか。そういうふうに話したわけですね。

○氏家氏 ミャンマー側を支援している専門家という立場から見まして、十分な項目がなされているというふうに考えております。どういう項目がなされているかということは公表されています。フレームワークにも示されております。

○松本委員 ただ、フレームワークはやっぱり混乱をされていて、2,000haのフレームワークが出てきたのに700haになっている段階で、やっぱり混乱があるので。フレームワークは破棄されているのか、生きているのかすら、やっぱりファジーな部分があるわけですね。生きている部分もあれば、やっぱり700になっている部分もあると思うので。やや、そのフレームワークにあるのだからということを実際に言い続けて大丈夫

かどうかという不安も持っているんですが。フレームワークは生きています。

○小川 フレームワークの、今は案の状態です。先ほど氏家さんがおっしゃったとおり、これからファイナライズされて……

○松本委員 700ha版が出てくるんですか。2,000ha版ですか。

○小川 2,000ha版で、そのうち、まさにエリアをどう分けるか、その2,000の中の700をどうやって形づくっていくのかということを含めて、そこはおっしゃるとおり、住民に対してちゃんとディスクローズするということについては、ちゃんとやってまいりたいなど。

○松本委員 確認ですけれども、そのフレームワークについての住民協議をやる時は2,000haの人が呼ばれるんですか、それとも700haの人が呼ばれるんですか。

○小川 フレームワークに関して申し上げますと、2,000haです。

○松本委員 それが700haの本当に喫緊立ち退かなきゃいけない人たちの住民協議なのか、それとも2,000なのかと。

○小川 そこは、想定としては、700haの住民移転については、丁寧に別途ちゃんと行う。プラスということです。2,000haで全部1回やっちゃって終わりというわけではなくて、フレームワークはフレームワークで、住民移転計画は、さらに細かい住民移転計画になりますので、それはそれで個別にちゃんとやっていくというやり方を現在想定している。

○松本委員 やっぱそこは丁寧に住民に説明をしていただきたいというところですね。これは今のところと違うんですが。

○原嶋主査 確認ですけれども、フレームワークは2,000haが対象でいいわけですね。それで個別に700haについては、またそのエリアごとにプランをつくる、住民移転計画はつくるという。

○小川 住民移転計画をつくって、ディスクローズして……

○原嶋主査 今で言えば6個できると。

○小川 何個になるかというところは、これからファイナライズされるということです。

○原嶋主査 それによる弊害があるんじゃないかというご指摘ですね。わかりました。とりあえずはそれで。

続いて松本さんです。66は先ほどちょっと出ましたけれども、66、67です。

○松本委員 これはいいです。

○原嶋主査 68もよろしいですかね。

作本先生、68。

○作本委員 69は同じようなことです。今の議論の内容ですから結構です。

70番は、やはりこの2,000haなのか700haなのかわかりませんが、かなり広い土地ですね。いただいた資料の中には、病院や店や学校というようなアクセスが大

変になるということは指摘があったかと思うんですけれども。実際に一般の人たちがこの経済特区の中を横断して使えるように、そういう措置はなされるのでしょうか。ずっと遠回りというわけにはいきませんよね。1周するだけで、車がないと回れない位置。

○府川 そこは、スペシフィックにあれなんですけれども。住民の間でどういう問題が生じるのか、どういう不便が生じるのかというところは、今後少し丁寧に把握をしていって、その上でMJTD、これはSEZをやっている事業者でございますけれども、そこで地域コミュニティーを対象にしたCSR活動の一環ということで、貢献策というのは貢献していきたいというふうになっている。

そこは、このRAPに基づく補償の外のところで、追加的に「こんなことも考えています」ということでご回答させていただきました。

○作本委員 わかりました。

○原嶋主査 では72、73です。

○長谷川委員 72番は理解しました。

73番ですけれども、Zone Aのほうで幾つか問題が出てきたときに、対応のところがどうやったのかというのを、現地のことにはよくわからないので推測ですけれども、そういったときに受けっぱなしじゃなくて、それを適宜、住民も含めて、「どういふうな対応をします」ということを、懇切丁寧にいろんな形で発信がちゃんとできたのかどうかというあたりが気になって。もし、コメント受領の先にある、こういった対象についての何らかの方法が、もうこのスコーピング段階で示せるのであればということでコメントさせてもらいました。

この回答のほうで、こういうことかなと思うんですけれども。より具体的には、住民あたりから出たコメントについては、よりもっと具体的には、どんなふうに答えを伝えていくかというのは、アイデアは、あるいはZone Aの経験でどんなふうなことになるんですか。

○小川 住民協議会をやって、コメント受付中の段階でございます。追加的なフィードバックの方法というのは、もちろんドラフトファイナルレポートの段階では、いただいたコメントに対してどうやって対応したかということについては公表するんでしょうけれども、このスコーピング段階でのあれについては、すみません、現時点においては、書かせていただいている以上のものが今あるというわけではないということです。

○長谷川委員 より具体的な対応としては、今後コメントを読みながらいろいろと考えていきたいということですかね。

○小川 はい。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○原嶋主査 次に、74番ですね。岡山先生。

○岡山委員 情報公開のやり方についてなんですけど、この回答を読ませていただくと、

例えば、住民協議時に参加した人に関して、ここに来なかった人にも、コメント提出に参加してくれるようお願いをしているということで。それから、なおかつ、そのコメントを非識字者、読めない書けない人については、役場に行けば、その窓口の方が代筆してくれますよということなんです、そのことも含めて、どのくらい周知徹底されて、なおかつコメントはどのくらいのカバー率、回答率であったのかというのは。

○小川 これからというところなんで。

○岡山委員 これからなんですよ。なので、これはかなり丁寧にやっていただきたいなというふうに思っています。仕組みとしてはいいんですけども、これが必ず徹底されて、周知されて、読めない書けない人でも意見を聞いて、意見が出せるようにしていただきたいなと思います。ありがとうございます。

○原嶋主査 続いて松本先生から、75から80まで。

○松本委員 75ですが、確認をしたいのは、その小委員会における住民代表2名については、現地のグループの話では、選出したという認識はないと。これは、恐らく現地のレベルでは、ティラワ・ディベロップメント・グループとJICAなりコンサルなりの人たちと話し合っ共有をされているというのが私の認識なんです。もしそういう認識をJICAがお持ちでなければ改めてお伝えをしておきたいんですけども。

一方、マルチステークホルダーのほうのMSAGについては、いろいろ議論はありますが、いろんな意味では住民グループも入ることができて、よいやりとりもできているという、そういう評価も聞いています。それが前提になって、ここに書かせていただいています。

もちろん、これは住民移転実施体制であるということから、これそのものは実施体制ではないという言い方もあり得るかと思いますが、しかし再三出ているように、Class Aでの経験を生かすということからすれば、異議申立の結果、遵守がどうであったかということはさておいても、いろいろな対話のチャンネルができたり、住民の声を聞き取るような会合なり接触が行われているので、やはりそれはそれで当初段階から生かしたほうがいいに決まっているかなというふうに思っているんです。

したがいまして、小委員会についても、改めて住民側が自分たちの代表者を選んだという意識を持っていないということについては、ここでもう一度お伝えをしておきたいことと、その一方でマルチステークホルダーのように、もう少し住民が多くかわるような対話のチャンネルがあると、住民移転に対しても事前の段階からいろいろやりとりがしやすいのではないかと。そういう仕組みを最初からつくることはできないのだろうかというコメントに置きかえて、改めてお聞きしたいんですが。

○小川 MSAGに関しましては、現在、3ヵ月に1回開催する形になっていまして、今後とも開催を継続する予定になっています。

ここで書かせていただいた、住民移転の実施機関ではないということについては、

ご理解いただけたらと思っはいるんですけれども。実際に、おっしゃるとおり、住民移転の実際のコンサルテーションであったり、ネゴシエーションの中で出てきた割合共通のトピックであったりというものについては、このMSAGの中で取り上げていくということについては、積極的に考えていきたいなというように。

MSAGが個別交渉の中に入っていくというようなイメージだと、やはり3ヵ月に1回開催するという頻度であったりすると、個別のネゴシエーションとかに入っていくというのは、ちょっと厳しいのかなと思っている。ここでおっしゃられているとおり、MSAGという場において議論していくというのは、やっていければなというふうに考えています。

○松本委員 一方で、その小委員会のほうの住民代表のあり方というか、恐らく1年ぐらい前に数を増やす話とか、多分そういう議論を現地でしたのではないかというふうに理解をしているんですが、そのあたりもどうなっているのかということなんです。

○菊池氏 日本工営の菊池です。補足させていただきたいと思っんですが、住民代表小委員会のほうの住民代表なんです、2013年12月に、こちらに書かせていただいたんですけれども、全81被影響世帯のうち68世帯ですので約85%の世帯が参加した中で、住民たちの互選で選ばれている。それを政府も尊重して、その段階でメンバーになったというのが一つです。

その後、住民の中でも、当時は本当にいろいろばらばらに住んでいた皆さんが、突然一緒になってワークショップをしましょうとか、移転地先で一緒に住み始めて、慣れない中でやりとりをしながら、選ばれた代表の方もいろいろと活動はしていたんですけれども、やっぱり代表を務める、選ぶというのは非常に難しいということ、住民の方もその後で気づいたみたいなんです。

住民代表が選ばれてから約1年経ってから、また住民代表の方を選び直しましょうという事があり、最初に代表に選ばれた住民の方は、その場に呼ばれなかったんです。その場に呼ばれない中で、また別の方が代表になりまして。またその1年後、今何が起きているかといいますと、住民代表を、今度は2人とかではなくて10人選びましょうということになり、10人が選ばれましたが、10人の中でも今もめ事が起きています。そういった経験を通して、代表を選ぶのがいかに大変かというのを、皆さん住民の方たちで今学んでいるところです。

一昨日、ちょうどそのワーキンググループの中の会議があったんですけれども、今までは政府だったり我々が、「代表とはどういうものか」とか、「リーダーシップとはどういうものか」というのを教えるわけではないんですけれども、導きながら話をしていたんですが、一昨日は、住民自らが「住民代表をどうやって選ぶか、自分たちで相談をしてみます」として会合を持ちました。このように、いろいろ住民の方も学びながら、2年半かけて少しずつ、今進んでいる段階です。

マルチステークホルダーのほうは、なので小委員会の代表とマルチステークホルダー

一の代表は、また別の方なんですけれども、我々が考えているのは、独立した組織ではあるものの必ず連携をして、小委員会でやっていることは必ずマルチステークホルダーで報告をする。マルチステークホルダーで話されたことは小委員会に必ず返すように、今そういうことを、政府と、それからマルチステークホルダーのチェアパーソンとを通じて働きかけを行っているところですので、もう少し時間はかかるかもしれませんが、長い目で見ていただければと思います。長くなりましてすみません。

○松本委員 僕はいいい心がけだと思うので。せっかくですので、そういうのを文章化できる範囲でやっていただきたい。何となく、やはりこういうワーキンググループでやるとディフェンディングの意識が強まるのか、こういう書き方になってしまうのもやむを得ないでしょうけれども。

でも、やっぱりこうやって長い間我々も助言委員会をやっているわけですから、こういうふうに進んでいるんですよというものを、仮にその後またこじれたとしても、多分、皆さんはこじれたからといって、やるべきではなかったとは思わないでしょうから。ぜひ、そういうことを書き込んでいていただきたい。特に、やはりClass Aでいろいろあった案件ですので、そのあたりはぜひお願いしたいと思います。

○原嶋主査 80番は大丈夫ですか。

○松本委員 80番ですね。

76はこれでオーケーです。

77については、ありがとうございます。私も再確認をしようと思いましたが、こうやって原文をいただいたので、そうであったということかと思えます。わかりました。

それから、78番についても、聞いておりますので私も確認したいと思うんですが。何分、相手方がお休みをできてしまっていて、今連絡がとれないので。またお互い様のところもあるかもしれませんが、少し時間をおいてもう一度、実際どうだったかを確認させていただきます。

79番につきましても、現段階ではわかりました。そうであったという確認をJICAのほうでされたということはわかりました。

80番についてですが、これは先ほどやりましたように、今のところ六つのエリアごとにRWPが出てくる可能性はあるが、それが再度調整されてという可能性もあるということで理解をいたしました。

○原嶋主査 81はこれで。Zone Aでは、モニタリングとかはもう始まっているんですか。それだけ教えてください。

○金籠 はい、始まっています。

○原嶋主査 始まっている、わかりました。

では、続いて82番。長谷川先生です。

○長谷川委員 いただいたランド・ユース・マップのプランの中で、いわゆる空白の

部分ですよ、ここについて計画がないということですか。

この後、Zone A、Zone Bに続いて、Zone CとかDというふうなことが出てくるとい
うことはあるわけですか。

○小川 当然あり得ると。

○長谷川委員 そうですか。逆に、もうそうしないとまずいわけですよ、経済特区
ですから。

○小川 特にミャンマー政府の、今年は基本的にそっちを。

○長谷川委員 わかりました。

○原嶋主査 それはあるんですよ。

じゃ、松本先生です。

○松本委員 これは先ほどの岡山委員のところとも関係しているんですが、最終処分
場についてのEIAですが、「実施したと聞いている」と書いてあるわけですが、これは
JICAとして中身を確認するという対象にはならないんですか。

○府川 我々は、この造成事業をやるところについて関与をしていて、この入居企業
のほうは、これはミャンマー政府のほうで実施をしていくということになっている。

ただ、割と初期のほうの議論の中でありましたけれども、そこに対するTAという形
での支援はやっているということでございます。

ただ、今ご説明しているのは、我々の出資事業ということでご説明しているので、
その対象ではないということです。

○松本委員 これは、でもTSMCはダイレクトに関係するわけですね、このDOWAの
話は。

○府川 TSMCは関係あります、はい。

○松本委員 そうすると、そのTSMCは出資者の一つでもあり、そのことについて、
同じ出資者としてJICA側が状況を把握することは可能ではないんですか。

○小川 そこは出資者同士で、すごいあれですけども、どういう例を挙げればいい
かわかりませんが。

○原嶋主査 そういう行為は、でもそれは行政側の役割だから、出資者としての役割
では……

○渡辺 若干、先ほどのファイアーウォールの話と関係してくるような気がしますし。

○松本委員 ただ、ここは廃棄物関係が一番、結構。どうやってJICAがそこでレバレ
ッジというか。要するに、逆に言うと、日本のステークホルダー側にアカウンタビリ
ティーを果たすにはどうするかということ逆を逆を考えなきゃいけないと思っていて。

なのでそういう、やや自然とは言いにくいかもしれませんが、しかしJICAと
して別に何か、国家の壁を乗り越えて何かをするというわけでもなく、民間に対して
不当に何かを言っているというよりは、むしろその同じ出資者間であり、ODAを供与
している側として状況を確認することは、そこまで相手の内政なり、民間に対しての

不当な介入とまでは言えないんじゃないかなと思っているんで。

こういうものをうまく使って、現実的に状況を把握するというのを考えてもいいんじゃないかということなんです。

○府川 そこは、結果は同じなんじゃないかと思うんですけども。我々はこの事業に出資しましたと。そこにとどまらず、さまざまな面でTAをやっている。そこは住民移転のサポートも含めですけども、そこはJICAとして、ODAとしては単なる一出資事業だけとは捉えずに幅広いサポートをしている。そういうことで結果的には同じなんじゃないかと思うんですけども。

○松本委員 ただ、やっぱりここに書かせていただいたように、住民の側は、個別のこういう廃棄物の処分場の協議の中で、自分たちがそこになかったというようなことに対して、どのぐらいの人であったかどうかはさておきですが、そういうのはSEZ全体に対しても決して好ましいことではないなと思うので。

○府川 でも、そこもそういうご指摘を受けて、追加のご説明の会を設けたりとかというのはやっていて。そこはまさに我々がエンゲージしているから。

○松本委員 レバレッジを効かせられる。なるほど、わかりました。

○原嶋主査 入居企業に、日本のJICA以外のいろんなファンドがいろんな形で提供されるケースはあるんですか。

○府川 入居企業さんにですか。それは、ほぼないと思います。

○原嶋主査 そちらでは、じゃ、というふうに。

○府川 要するに、それは単なる経済活動であって開発ではないと思われそうです。

○原嶋主査 JICA以外ですね、先ほどありましたよね。

○府川 はい。要するに繊維工場さんが出ていくとか……

○小川 ほとんどは民間の資金でやられている事業ということですか。

○原嶋主査 先生は大丈夫ですか。

では、続いて作本先生、二つ残りです。

○作本委員 今ので、このDOWAというのは日本の廃棄物で有名な会社ですよ。こちらがいろいろやってくれるということで。特にSEAや何かの調査では、ほかの国と比べたような資料も、データも載っているわけですけども。やはり会社任せというか、しっかりやって。そういうような記述が気になったような気がするんですけども。そのあたりは行政がきちんとかかわっているというふうに考えてよろしいですね。ミャンマー側ですけども。

○府川 ええ。そうなんですけれども。今は何番についてお話しされておられますか。

○作本委員 今の83番なんですけれども。やはり廃棄物のことで気になって。特にミャンマーでは、この経済特区で一番、今回の弱点は廃棄物の処理方法だったですよ。そういう意味では、今のお話というのはちょっと気になりまして。

それと、私のほうの番号では、84番、85番、ご説明いただきました。ありがとうございます

ざいます。特にここについてはありません。

○原嶋主査 あと、全体を通して。時間が大変押して、私の進め方が悪くて申しわけありません。

あと、ご参加の方で何か発言したい方はいらっしゃいますか。

それでは、特になければ5分ほど休憩して。全体が遅れて本当に申しわけないんですけども。

午後4時25分休憩

午後4時31分再開

○原嶋主査 それでは始めさせていただきます。

渋谷さん、お願いします。

まずは1番からです。1番は特に助言ということではないので。

2番はどうですか。

○長谷川委員 これも結構です。

○原嶋主査 3番も特に結構です。

あと、4番は多分ちょっと問題があり。4番、5番ですね、松本先生何か。

そうなんだよね、本当に言っておいたほうがいい。

○松本委員 そうですね。このまま生かさせていただいた上で、「利益相反にならないような対応を検討するべきである」というぐらいではどうですか。

○原嶋主査 利益相反にならない……なっちゃう。

○府川 なっているか、もうちょっと仕組みをよく調べてみる。例えば、その承認行為の中での、MOECAFから派遣されてきている職員の位置づけですとか、そういうのを調べてみて。例えばその実質的な権限というのは、そのMOECAFからの派遣職員にあるんだよねとか、そういうことを調べるということはしたいというふうに思います。

○松本委員 形式上は、どうしても利益相反なので、「実質的に利益相反にならないように検討するべきである」というような。

○原嶋主査 環境アセスメントの承認そのものが適正に行われるということを確認していただくということがとても重要な点なんです。

○松本委員 そうですが、やはり形式的にうまく分けることができるのなら、それがいいと思うんです。

○府川 そこは法律でそうなっているという話なので。

○松本委員 だから実質的に、どういうやり方にするかは、逆にJICAさんに。

○原嶋主査 そんなに大きな組織じゃないんでしょう。率直に言って、そんな大組織じゃないんでしょう。

○府川 はい、そんなに大組織じゃないですけども。

○原嶋主査 ですよ。そんなに詳しくは知りませんが、そんなに巨大な組織じゃないでしょうけども。

○府川 ただ、たしかこれは法律の建て付けでこうなっていたと思いますので。その法律に違反しろとも言えないと思いますから。どういうふうの実効性が確保されているのかというところについて、よく調べなさいというご助言をいただいて、我々はちゃんとお答えすると。

○松本委員 ということで、あのような文言でどうですか。どのようにそれをするかは、JICA側に最後委ねるといふ。

○原嶋主査 それで残すということ。

あと、6、7、8は結構です。

9番は、多分EIAもそうなんでしょうけれども、「入居する企業が行う環境保全計画（ECPP）の実効性を担保する方策について確認すること。」必要によっては支援していただいたほうがいいでしょうけれども。どこまで書くかはあれですけども。とりあえずそうしておいてください。また後ほど。

多分、EIAも問題なんですよ、各個別企業が行うEIAもあれですけども。それは行政のほうで確認することなんだろうけれども。また後ほど出るかもしれませんけれども、そういうことです。

10番は特に、先ほどの点で結構です。

11番は、とりあえずこのまま、「体制を記述すること」ということにしておいてください。

多分、たしかこれは岡山先生も出ていました。似たような、調整池の話がどこかで。

○岡山委員 そうです、出てきます。

○原嶋主査 多分ダブルかもしれませんが、「体制を調べて記述すること」というふうには。

ということで12番、長谷川先生。

○長谷川委員 私のほうは結構です。作本さんはどうですか。

○作本委員 僕のも、13、14についてはこれは結構です。

○長谷川委員 15番も結構です。

16番のほうは、これは一応残してもらいたと思いますが、「相違点等を整理すること」。

○府川 DFRの中でということですか。

○長谷川委員 そうですね、はい。

○原嶋主査 今の表4.5……

○長谷川委員 1-4.5は、これは特に要らないと思います。「相違点等をDFRで」……

○原嶋主査 これは、現状は何を比較しているんです。何からやっているんです。それではなくて、現在策定中の規定とJICAのガイドラインの違いを明確にするということですね。

○長谷川委員 そうですね、はい。

- 原嶋主査 わかりました。じゃ、これをちょっと。渋谷さん大丈夫ですか。
- 長谷川委員 それでよろしいですか。
- 原嶋主査 じゃ、残すということで。
岡山先生、17番。
- 岡山委員 17番は残させてください。回答のほうを一部使っていきたいと思います。
「給水、放水に関係する」……
- 原嶋主査 十何番ですか。
- 岡山委員 まず17番です。
- 原嶋主査 17番は給水、放水……
- 岡山委員 ごめんなさい、17番なんですけど、この地図を示してくださいということで、ヤンゴン川とかザマニ湖と具体的に書こうかと思ったんですが、全部関係するのは給水と放水ですので、「給排水に関係する河川、湖及びヤンゴン市を含めた、位置関係と距離がわかる広域地図を加えること。」難しいですか。
- 府川 縮尺がすごく……
- 岡山委員 70kmとかありますもんね、そうですね。
- 府川 私のイメージは、こういう地図があって、ザマニ湖はこの辺ですので。
- 岡山委員 ザマニ湖は近いんですよ。
- 府川 ザマニ湖は近いんで、それは入れられる。ラゲンビンのあたりのやつはすごく遠いので、「こう入ってきます」みたいなのを書くか。
- 岡山委員 なので、さっきもこのところに衛星写真がありますよね。例えば、これを1ページ全部使ったようにして、縮尺はうんと小さくして、それでいいんです。もう一つの湖と、それからサイトと、それからヤンゴン市のような形で、大体何十キロ、何十キロという地図があったほうが、多分、一々戻るにしても有効だと思います。加えていただければと。
- 府川 わかりました。
- 氏家氏 この地図の掲載とは、どれに掲載というご助言でしょうか。
- 岡山委員 一番最初でいいと思います。
そうか、それから全体的事項になりますかね。
- 小川 ドラフトEIAでよろしいですか。
- 岡山委員 はい、そうです。ドラフトのときに加えてください。
- 金籠 これはラゲンビンについては、その入り口のところが入っていればいいというところで。
- 岡山委員 いいと思います。なぜかという、さっきの廃棄物のところに絡むんですけれども、もし最終的にそちらに運ぶということであれば、市内のどこに処分場があるか知りませんが、大体の距離感があるといいのかなというふうに思います。

○原嶋主査 では、18、19。

○岡山委員 18なんですが、これも「給水計画に関して詳細な説明を」。要は、ヤンゴン計画には、最終的に19年以降、水道計画につなげていくということですよ。別案件ではあるんですけども、そういう計画があわせてありますということを説明してほしいです。

○府川 それは、実はレポートの7ページのところに書いていることのほうが、ここでの答えより詳しいんです。

○岡山委員 そうなんです。なので給水計画なんですが、これをもう少し詳細に説明できませんか。例えば、さっきのラグンビン湖から70kmであるとか、それから19年度以降の、これは公共水道管は、この水道事業は、実はヤンゴン市まで行きますということが書かれていないので。

そうか、3番に一応あるんですけども。ヤンゴン都市圏上下水道整備事業ですね。

○府川 2.2.2を見ておりました。

○岡山委員 2.2.2ですね、はいそうです。

注釈が、その円借款事業により……そうか、ここに3で下を見てやると、ヤンゴン都市圏上下水道整備事業とあるんですよ。なので、やや加えていただいただけでいいと思うんですが。これだけ見ると、下に「ヤンゴン」と書いてあるので推測はできるんですが、要はヤンゴン市までここを通り抜けてつくられる上水道の一部がここまで来ますよということを説明していただいたほうがいいと思います。

○府川 わかりました。この注3にこの事業の概要というか、説明を少し書き足して。

○岡山委員 そうですね。18は、「給水計画でもう少し詳細な説明をEIAに記載すること。」

○小川 EIAということですね、わかりました。

○原嶋主査 今で確認ですけども、ヤンゴン市の上下水道事業はBなんですね。

それは、その影響を及ぼしやすいセクターで上下水道は入っているけれども、いろいろ条件が書いてあるので、それでということでもいいわけですか。

○金籠 大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないということですよ。

○原嶋主査 大規模というか、これを読むと、影響を及ぼしやすい構成要素を含むか、もしくは影響を受けやすい地域に立地するものではないということですよ。

○渡辺 ないということですよ。

○原嶋主査 ということでいいですね。

○渡辺 はい。

○原嶋主査 切ってすみませんでした。

○岡山委員 引き続き19番をお願いいたします。

これも残させていただきます。これは水処理のことなので……

○原嶋主査 19は残すんですね。

○岡山委員 はい、残します。「工場排水、生活圏からの排水に関しては別々に整理し、それぞれの水処理フローをEIAに記載すること。」

○原嶋主査 整理というのは……

○岡山委員 整理してほしいんです。というのも、例えば、工場排水のものは各工場ですべて処理したものを集中する施設に送って、それが運河に流れます。

○原嶋主査 別々な仕組みをつくるということですよ、別のシステムをつくるということですね。

○岡山委員 いや、そういうシステムになっているということなので、そのシステムをきちんと説明したほうがいいと思います。ごちゃごちゃになっているので。

たしかそういうことですよ。

○府川 はい。

○原嶋主査 大丈夫ですか。その地域内の生活排水とか、オフィスじゃないけれども、いろいろあると思いますけれども、それは本当に別になっていますか。

○岡山委員 下水はないですよ。

○府川 要するに、この区域で見て、ここは各工場ですべて処理したものを集中排水するんですよ、クリーク2に流すんですよと。

○岡山委員 そうです。

○府川 こっちのResidenceのほうは各戸ですべて処理するんですよと。そういうことをちゃんと整理して記載ということですよ。

○岡山委員 はい、そういうことです。腐敗槽がちょっともやもやしているんですけども。

○小川 生活区域……用途区分。区域ごとという理解でよろしいですか。

○岡山委員 用途区分のほうがいいと思います。というか、あるいは、どちらでもいいんですけども、要は、し尿を含めた生活排水は、商業地区並びに住居地区から出ているものと、工場から出るものと両方あると思うんですが、そこも整理してほしいんです。

というのも、区分ごとがいいなと思うのは、先ほどお伺いしたところだと、回答を見ると、住居地域は「浄化槽」と書いてあるのに、工場地域では「腐敗槽」、しかもそれは今は不明ですという話だったので。

○原嶋主査 要は、土地利用の用途ですよ。

ここから先生は、むしろ中身を言っているから気をつけたほうがいい。工場地帯から出るし尿はどうかという、例えばそういう問題ですよ。

○岡山委員 そうですね、それもあります。

なので、「生活排水」という言い方が悪い場合には、「し尿」としてもいいと思います。「トイレ排水」でも。

- 原嶋主査 これは多分、工場地帯から出るし尿は別じゃないんでしょう。
- 岡山委員 いや、別です。
- 氏家氏 恐らく、集中処理施設に入ることになると思います。
- 岡山委員 なるほど。
- 小川 それは、整理はできるんですか。
- 岡山委員 できますよね。なので、やや説明がわかりにくいので。
- 氏家氏 別々にというのは……要は、汚水排水処理をきちんと整理して示してくださいという趣旨だと思うんですが。
- 岡山委員 そうですね。2.2.3の汚水処理計画並びに ― 雨水もそうなんですけれども、雨水はまた言います ― ここが3行しかなくて非常にわかりにくい。全くわかりません。ここは詳細にEIAに記載をしてください。お願いします。
- 原嶋主査 その用途というのは、土地利用の用途ですか、水の用途ですか。
- 岡山委員 土地の……
- 原嶋主査 そちらは土地利用の用途を考えていらっしゃるでしょうか。岡山先生は大丈夫ですか。JICAさんのほうは土地利用の用途を指しているんだけど、岡山先生は、多分水の用途。
- 氏家氏 二つの話が進んでいる。用途区分ごとと、それから汚水なのか排水なのかという、両方の意味ですよ。
- 岡山委員 そうです、両方あるんです。なので、工場地帯であっても、例えばこのIndustrial Areaのところであっても、工場排水と人間が出す排水というものは両方出るはずですよ。ですから、それを逆に何と言えれば明確になるのかなんですが。
- 原嶋主査 こちらは、土地利用の地域ごとですればいいでしょう。Residencial AreaとIndustrial Areaを別々に考えたけれども……
- 岡山委員 それでもいいです。なので……
- 氏家氏 用途区分……基本的には汚水と排水をどう処理するかという整理ですよ。
- 岡山委員 ここでも書いてあるんです。工場排水と下水という言い方をしていますよね。だから、それでもいいです。下水は恐らくトイレのし尿を意味しているんだと考えられますから、工場排水に関しては、これは各工場からの排水ですよ、これに関しては以下のフローで、このように処理されて、どこどこに最終的に放流されます。それから、工業区域内の下水に関しては、これは恐らく集中処理施設に入るんですね。
- 原嶋主査 いいんじゃないですか。土地利用の区分ごとに排水……
- 岡山委員 「工場排水と下水に分けて、それぞれの水処理フローを詳細に記載すること。」
- 原嶋主査 とりあえずいいですか。大丈夫ですか。ちょっと食い違っていた話が、大丈夫ですか。とりあえずそれで、また後ほど。
- では、20番ですね、20、21、22。22は当然必要だと思いますが。

○岡山委員 全部ですね。

21番なんですが、先ほど原嶋先生のものが残ってはいるんですが、調整池は雨水に関するところですので、これは加えさせてください。

○原嶋主査 いいですよ。上に戻って。上に調整池のことが書いてあるかもしれない。11番。

○岡山委員 「調整池については、これまでの雨量並びにヤンゴン川の洪水あるいは水害の流況の調査などを行った上で、調整池の位置と用量に関しては詳しくドラフトEIAに記載すること。」

○原嶋主査 調整池は雨水だけですか。処理された後の水とかも流れ込まないことはないんですか。本当に雨水だけですか。

○府川 確認をします。

○原嶋主査 雨水とは限らない可能性もあるんですね。

○岡山委員 なるほど。このところですので、ここから出てきて「雨水」と書いてあるんで、雨水かなと。

○小川 調整池として残しておけば、用途がなんであれ調整池なので。

○原嶋主査 いいと思います、確認だけなんですが。必ずしも雨水だけとは限らない場合もあると思うんです。

○岡山委員 要は、水害対策をきちんと盛り込んだものであること。

○原嶋主査 21は11と一体化ですね。

○岡山委員 はい、合体。

○原嶋主査 22番はとても大事なので。

○岡山委員 お願いします。これは残します。二つに分けたほうがいいかな。

○原嶋主査 さっきの確認ですけれども、Zone Aのときに廃棄物処理の会社が入っているのはわかりましたけれども、その廃棄物処理のサイトについては、まだ確認がとれていないということですよ。その中にちゃんと盛り込まれて助言とかをされていたかどうかは、今の段階ではわからないということでもいいわけですよ。

どうぞ。

○氏家氏 廃棄物処理施設に関しましては入居業者がEIAを行ってしまして、そのEIAの中でどういう処理システム、処理場を建設するかというところまで記載されていません。

○原嶋主査 それは、さっき言ったDOWAさんという名前が出ていましたけれども、その会社のEIAで、一応ある程度それなりの確認はしているつもりということで。そういうことでもいいですね、その段階、そちらでしているということですね。

○氏家氏 はい。

○原嶋主査 だから、JICAさんのガイドライン上の手続では、処分場というのは出てきていない可能性はあるわけですよ。出ているけれども、一応調べないとわからない

いけれども。

わかりました。ではそれを前提にどうぞ。

○岡山委員 ここも整理をさせてください。22番は残したいのですが、やはり、これは質問のほうをまず残したいと思います。今、DOWAさんのところに多分載っているんだと思うんですが、「工場から排出される産業廃棄物として想定されている廃棄物は具体的に何であって、それをどのような方法で処理、処分しようとしているのか、詳細にEIAに記載すること。」

○原嶋主査 それだったら、別に「産業」は要らないんじゃないですか。

○岡山委員 要るんです。

それと、なぜ分けたいかという、普通に書いてある一般廃棄物というのが日本の区分ですから、その内容が何なのかをきちんと示してください。もう少し簡単に言えば、工場でも出るのかもしれませんが、一般の生活から出るごみと、商業から出るごみ。ですので、商業地区、住居地区から出るごみの内容に関しても、具体的に想定しているものを記載すること。

分けてもいいですか。産廃と一廃を、項目を分けたいんです。まず、上側からもう一回戻りますが、産業廃棄物、要は工場から排出される工業ごみに関しては、まず処理、処分方法、フローですよ。

それから、SEZ内に整備される産業廃棄物処分場の構造の詳細。それから耐用年数。

○渋谷 これは上に含めるということですか。

○岡山委員 上です。これは基本的に一廃は入らないはずなので。

○渋谷 もう一度よろしいですか。

○岡山委員 「工場から排出される産業廃棄物として想定されている廃棄物は具体的に何か、またそれをどういう方法で処分」、そうですね、そこをもう一回落としましょうか。「特にSEZ内に整備される産業廃棄物処分場の構造の詳細、耐用年数、料金等の詳細を含めること。」

○金籠 ここで書かれている「廃棄物とは具体的に何か」というのは、どれくらいの細かさを想定されているのかというのを伺いたいのですが。

○岡山委員 たしか、それこそベトナムのときにも言ったんですけども、例えばメッキ工場などが入れば、シアン化ナトリウムなんかが出ることもありますよね。ですので大体で、もちろん特定しろとは言っていないですが、DOWAさんが想定している廃棄物の種類を。多分DOWAさんは、大体こんなものが出るだろうと想定していると思うんです。でなければ処分方法が決められないので。だから、それをこちらでも記載をしたほうがいいと思います。

○原嶋主査 特に重金属が心配なんでしょうけれども。

○岡山委員 だけでもないですよ。アンチモンとか、繊維が入ってもいろんなものがでますから。

あと、そうですね、一つ質問なんで、もう一回確認なんですけど、Zone Aの……もう一つ、それに続けてください。産業廃棄物に関してです。産業廃棄物の、「またZone Aの廃棄物処理事業者の内容と」……

○渡辺 それは同じことを言っているんじゃないですか。

○岡山委員 同じことなんです。なので、実はこの処分場のこととか、それからZone Aのことも含めた処理、処分の詳細を、要は記載してほしいと言っています。

○渡辺 それは、あくまでDOWAさんのということですね。

○岡山委員 ですので、実は一番最初の1行だけでも、1文だけでもいいといえいいんです。中の気持ちとしては、今のことを入れてくださいということです。

○府川 では、「また」というのをやめて、括弧にでもして、「Zone Aを含め」とか。

○原嶋主査 累積的影響の問題は、全般としてはどこかに入れなきゃいけない話なんで、それは入れることになると思いますけれども。廃棄物だけではないと。

○岡山委員 「Zone Aの廃棄物処理事業者による処分を含む」にしましょうか。ここを処分先として、もう想定していることなので。実際に動くであろう廃棄物処理フローを詳細に説明していただけるといいと思います。というのも、やっぱり廃棄物処理も、10ページのところも、あまりにも雑ぱく過ぎてしまって、これではちゃんと廃棄物処理が行われるのかどうか非常に不透明です。

次に、一般廃棄物のほうにいきたいと思います。これは別項にしたいんですが、「商業地区、住居地区から出る生活ごみの内容を具体的に記載し、それらの処分フローをEIAに記載すること。」これについては、現在のヤンゴン市のごみ処理システムを踏まえていただきたいです。「なお、ヤンゴン市のごみ処理の現状の調査を踏まえること。」かな。

○府川 「ヤンゴン市」を「対象地区」に変えさせていただいてよろしいですか。

○岡山委員 はい、大丈夫です。

ここに書いた、「YCDCへの回収処理を想定している」というのは、それはそれでいいので、それに続けて、「現状では」ということですよ。それにどういうふうに組み込まれるのかという詳細が知りたいです。

口だけで言いますが、途上国を問わず、多分一番多いのが、こういう地域から出るものは生ごみ系、厨芥類並びに有機性廃棄物です。圧倒的に多いと思います。それから次に、最近かさばっているものとしては、プラスチックが圧倒的に多くなってきています。ですので、この二つだけでも、例えば「プラスチックはどうします」、それ以外の、もしかしたら生ごみも埋めちゃうのかもしれないし。ペットなどは、もし有価で売れているのであれば、もう別途自分たちで売っていたりすることもありますよね。

ですから、プラスチック類とそうじゃないものだけ分けてもいいぐらいなんですけど、どのように、今ヤンゴン市では分けて、あるいは分けなくて処理しているのかという。

それで、最終的にどこの処分場に入るのかというフローの情報が欲しいです。

そうすると、工業系のごみも、生活系のごみも、基本的に両方とも最終処分まで安心、安全に行われていますということを、できる限り書いておいたほうがいいかなと。大丈夫でしょうか。お願いいたします。

○松本委員 「ドラフトEIAレポート」でいいんですか。

○原嶋主査 それはちょっと。後から全般に、何か問題があれば。

○松本委員 今まであまり例がなかった。

○原嶋主査 いままでそういうのがない。ほかもそうなんだけれども、後からそれをちょっと。

○岡山委員 ちなみに、さっき長谷川委員が質問していた例なんですけど、とはいえ、生活区域から出てきたプラスチック類を、例えばヤンゴン市では、それをそのまま処分場に埋めているのかもしれませんが、この区域であれば、工業的な廃プラと一緒に処理ができる可能性もありますよね。

なので、ここの中で特筆されるごみ処理がほかにもあるのであれば、それも記載したほうがいいと思います。一つは、そういうことができるので、特にこの、割と閉じたところでごみ処理がきちんとできますというのも、居住空間の清潔の維持という意味ではすごく有効だと思うので。

だから、「その他生活ごみと産業廃棄物を合わせた処理等ある場合には、あわせて記載すること」ですかね……下の「あわせて」は要りませんね、すみません。

○原嶋主査 これは、合わせ産廃のことを言っているわけですか。

○岡山委員 どっちかという、今の感じだと、合わせ一廃だと思うんです。

○府川 ここは、if anyということですね。

○岡山委員 if anyですね、もしあればです。それは、多分ここでの特殊な処理になると思うので。でも、特徴の一つになるかもしれないと思います。

○原嶋主査 続いて、まだ多分ほかもあると思いますので。とりあえず岡山先生、続けて。

○岡山委員 あとはいいです。直しておいてください。

○原嶋主査 23は若干ダブっていますけれども、今のでもいいですか。

○岡山委員 なので、上に入れてしまったのもう大丈夫です。

○原嶋主査 24は、これは結構大事。どうしましょうか。

これはさっき環境保全計画の問題は、全体で先ほど申し上げたんであれですけども、個別ではいいですか。重金属有害廃棄物。

○岡山委員 危険物、あるいは特化物を含めた工場からの廃棄物処理ということで合わせたいと思います。

○原嶋主査 26もよろしいですか。

○岡山委員 はい。

- 原嶋主査 30、31は別の問題なんだ。27、28、29はいかがですか。
- 岡山委員 27は大丈夫です。一番最初にお願いしました。
28は結構です。直しておいてください。
29も同じくです。
- 原嶋主査 30、31は後から松本さんのところと一緒にしたほうがいいのか。松本さんというか、住民移転の問題でまとめたほうがいいでしょうね。
- 岡山委員 そうですね、ここはほかに同化させてください。お願いします。
- 原嶋主査 じゃ、これは後ほどということ。
- それで、作本先生、長谷川先生が時間の都合があるので。
- 長谷川委員 新幹線に乗りますんで、申しわけございません。
- 原嶋主査 長谷川先生のところだけピックアップしていきますんで、37。
- 長谷川委員 37ですかね。37は悩ましいんですが、これは削除で結構です。
38はこんなふうに書いてくれますか。出だしが「ゼロオプションの検討結果については」、それで私のほうの1行目にございます、「プロジェクト実施による環境社会的マイナス面が」としてください。今度は回答のほうの4行目です、「適切な環境保全対策を実施することにより回避・低減が可能である旨、DFRに記載すること。」38のところ。一応、文言はまた直してもらったり、変更して下さって結構です。
次は、57番は削除で結構です。
58番も削除で結構です。
64も結構です。
それから、65番のところは松本委員のほうで、ナンバー80か何かに引っかけて何かあるかもしれませんので、そちらにお任せします。65はとりあえず削除で結構です。
それから、72も削除で結構です。
73は、一応残してください。私のほうを利用してもらって、「『コメント受領方法』に加え」云々があって、最後のところ、「具体的に検討すること」というふうにしてください。「記載」は要りません。73番は、「……加え、それらのコメントにどう対応するかについての」、私が書いてあるところをそっくりですね、「『対応方針・方法』も具体的に検討すること。」
それから、82番は削除で結構です。
以上ですね。すみませんでした。
- 原嶋主査 82番はよろしいですね。
- 長谷川委員 これは結構です、削除してください。
- 原嶋主査 長谷川先生の確認ですけれども、その前も大丈夫ですね。15番も大丈夫ですね。あと37、38です。じゃ、とりあえずそういうことで。
- 長谷川委員 ありがとうございます。
- 原嶋主査 30、31は、後ほど住民移転関連でということ。

32以降、作本先生。

○作本委員 32から34まで、削除をお願いします。

○原嶋主査 32、33、34は削除。

35は削除で結構です。

36も削除で結構です。

長谷川先生の38が先ほど残ってしまっていて、岡山先生の39。

○岡山委員 39、40、41なのですが。悩ましいですけども。これは、でも今さら南側も検討してくださいというのを、全体でやりましょうというのは言えるんでしょうか。

○府川 言われても、対応はできないんですけども。

○渡辺 そこは難しいですけども。

○岡山委員 ですよね。なので、本当は社会側面からもやってほしいなと思いましたが、まあしょうがない……

○原嶋主査 ただ、そのいきさつをちゃんとディスクローズしていただくことはとても重要なんです。さっき、あえて意地悪な質問をしたけれども、あえて弱い人を排除しているんじゃないかみたいな誤解を招かないように、そのアカウントビリティをちゃんと発揮していただくという意味では、経緯をちゃんとディスクローズしていただくことが必要なので、そういう書き方で何か……

○府川 その代替案A、Bが選ばれた経緯をしっかりと書くことと。

○原嶋主査 そうですね。

○岡山委員 そうですね。要は、こここのところに、これも割とさらっと技術面、経済性、安全面、社会配慮面で有利なのでAにしましたとしか書いていないので、これは逆に、ちょっとあまりではないかと。

○原嶋主査 ちょっと大ざっぱに言うと、「環境面、社会面両方の視点からABが選ばれた理由を記述すること」みたいな、そんなようなことですね。

○岡山委員 はい、「詳細にDFRに記載すること」という。

○原嶋主査 別々に、そうですね。環境面、社会面でもいいですけども。環境社会面でもいいけれども。その辺はあれだけども。

○渡辺 両面から選ばれたわけではないと思うんです。両面の視点も踏まえてという意味ですか。「両面から」と言われてしまうと、それ以外の要素が排除されてしまいます。

○原嶋主査 それだけじゃないことはわかりますけれども、そういった検討はされているかどうかということですよ。特定の民族とか、特定の人たちを排除するようなことがないということを確認したいということですよ。

○岡山委員 要は、我々が言ってきた、ちょっと穿った見方をされないような書き方を、多分されたほうが良いと思います。お願いします。

以上でここは結構です。

○原嶋主査 松本先生。

○松本委員 私も似たようにプロセスなんです、42です、「代替案検討の中で2,000haから700haに絞られた経緯を説明するとともに、残り1,300haの今後の開発の可能性についてもDFRに記載すること。」

○府川 最後のところは、このレポートのスコープを超えているようにも思うのですが、

○松本委員 または、2,000の中から700の切り出し方なんです。

○府川 経緯のところは書くとして、残り1,300haについては、結局このDFRの責任の範囲外になっちゃうんじゃないのかなと思うんですけども。

○松本委員 一方でフレームワークをつくられるんですよね。なので、すごく明快でないところがあって。なので、やっぱり「知りませんよ」という話ではないかなと思っているんです。

○府川 じゃ、わかる範囲で。

○松本委員 ええ、なので、「可能性について」という、私なりにモデレートな書き方を。

○原嶋主査 でも、全体会合の中でもそういう説明をされていましたが、2,000があって……

○松本委員 今も、CもDもあるでしょうということを、小川さんが言っていたんで。

○府川 全体会合でご説明したのは、その最初のほうの一文なわけです。今はさらにそこから先の話もというお話だったので。CとかDとかですよ。

○原嶋主査 程度の違いはあれ、そこは今回は関係ないと割り切れない部分もありますよね。

○松本委員 やっぱり代替案のときに、どうしても気にかかる部分でもあります。2,000の中の切り出しの仕方。

○小川 経緯的な流れを書く……

○松本委員 その中には、やっぱりミャンマー政府としては2,000全体を開発をしたいという意向はあって、順番としてはこの700を先行だということを書くと、1,300も当然行く行くは開発をしていくんであろうということ、多分示唆することになると思うので。イメージとしてはそういうことです。

○府川 わかりました。

○原嶋主査 それで、42は残して。

43はこのまま残します。ほぼこのまま残してください。「対象とすること」で残してください。河川の問題、水質の問題はそれで。

44、45は、独立しては特にいいので結構です。

あと、46以降、スコーピングマトリクスの個別について、松本先生。

- 松本委員 そこは50までそのままお願いします。
- 原嶋主査 46、47、48、49、50までそのまま残すということで、いいですね。
51、作本先生。
- 作本委員 私もわかんないんですが。これは第2期目の事業であるということで、第1期目の経験を生かすことという、ちょっと抽象的な内容になってもいいですかね。
- 原嶋主査 入れていいです。場合によっては全体事項の一番最初に持っていきますんで。
- 作本委員 文章として次のように。書き直しになりますが51番でお願いします。
「第2期目の造成事業に当たり、」……
- 原嶋主査 第2期というのはZone Bですね。
- 作本委員 じゃ、「Zone B」というふうをお願いします。「事業に当たり、大気汚染等の公害防止に関するZone Aの」……
- 原嶋主査 公害防止だけじゃなくて、住民移転も。
- 作本委員 じゃ、住民移転も入れてください。
- 原嶋主査 住民移転、土地収用、何かそういうのも全部ですね。
- 作本委員 はい、「など」をお願いします。「Zone Aの造成事業にかかわる」にしてください。操業は入らないで、その前の段階だけにしたんですが。
- 原嶋主査 そうなんですか。いや、別にいいんじゃないですか、「事業」にしておいてください。
- 作本委員 入れてもいいですか。後で直してください。
- 原嶋主査 幅広くとれるようにしてください。
- 作本委員 「当たっての知見及び経験を生かすこと。」
- 原嶋主査 それは一番最初に移しておいてください。
- 作本委員 いいですか。修正があったらお願いします。
- 原嶋主査 細かいことはあれですけども。「場所は一番最初に移す」と書いておいてください。今はここで結構ですけども。
あと、52番ですけども。53番は先ほど排水のことはお話しいただいているんで。
52も先ほど大体お話ししていただいているんで。ザマニ湖は……
- 松本委員 でも、水生生物その他は原嶋先生のところだけですね。
- 原嶋主査 そうだ、水生生物について。スコーピングのところでは出ていない。46とか、水生生物は出ていないですね。
とりあえず、暫定的ですけども、「ザマニ湖とラゲンビン湖からの取水による水量、水生生物、水質に及ぼす影響について考慮すること。」と、とりあえずしておいてください。
53は、多分……
- 府川 ラゲンビンは別な事業の環境レビューの対象であったわけです。

○原嶋主査 じゃ、それはヤンゴン都市上下水道整備事業のところで考慮されているというふうにお考えになっているわけですね。

○府川 ザマニもClass Aのときに検討されているわけなので、そこをもとに説明することですかね。

○金籠 この事業での利用というのは、かなり限定的であるというふうに推測がされているんですけども。

○原嶋主査 そういう意味ね、量的に影響が少ないからという前提。

○金籠 もうラグンビンからのものが使えるようになれば、基本的にはそちらを使うという想定をしておりますので。

○原嶋主査 それはそうですね。

○松本委員 ただ、わからないんです。その後、ザマニから取水しないとは、さっきは言い切らなかったですよ。

○府川 いや、それは切りかわるタイミングみたいなものはあるかもしれないという趣旨だったんです。

○松本委員 じゃ、切りかわるんですね。

○府川 切りかわる、はい。2019年に切りかわる予定なんですけれども、ラグンビンの供用のタイミングとかで前後するとかいうことはあるかもしれないという趣旨でした。

○原嶋主査 ザマニは、取水という意味では全く使わなくなるんですか。

○府川 使わなくなると思います。

○松本委員 灌漑に戻されるとか、そういうことでもないんですか。

○府川 そこはわかんないですけども。でも灌漑対象の土地が……

○松本委員 なくなっちゃう……

○小川 ザマニはClass Aで、ラグンビンがZone Bという……

○松本委員 Class Aにはザマニの水を使うんですね。

○小川 今使っていますので。それをそのままZone Bにも使うと言われると……

○原嶋主査 ClassってZoneのことですか。

○小川 Zone Aです。それをそのままZone Bで使うかということ、基本的にはラグンビンから持ってくる水で。

○原嶋主査 そこでAとBで分けているんですね。

○小川 ええ。そこはAとBで計画が分かれています。

○原嶋主査 それは、逆にあるとすればAの問題だと。累積的影響だと。

じゃ、とりあえずここはなしにしておいてください。また後ほど。累積的影響……AとBと、いろいろあります。とりあえずそこは、仮になしにしておいて、また考えます。52はとりあえずなしにして。

53、54は先ほど出ていたと思いますので。

55も結構です。

56は、これはスコーピングでは、地下水はどうなっていましたか。今手元にはないんですけども。水文と水質かな。水利用ですか。

○岡山委員 工場排水処理のことは、一応は言っていますが。

これは、前のベトナムのときと一緒に、要はそういうものを出すところは、そもそも入居させませんという感じなんですよ。

○原嶋主査 地下水……

○岡山委員 地下水じゃなくて排水です……ごめんなさい、地下水か。

○原嶋主査 今は56です。地下水の影響についてどこかで考慮されたか。

○岡山委員 ない。確かに書いていないですね。

○作本委員 ここはかなり重金属が出ているんですよ。

○岡山委員 本当ですか。

○作本委員 ええ。ヒ素から鉛から、クロムから水銀。

○原嶋主査 とりあえず、「地下水への影響について考慮すること。」で、とりあえず入れておいてください。結構おろそかにされがちだと思う。とりあえず、そうして入れておいてください。

とりあえず進みます。

56は、形は別として残すということ。

52はペンディングにします。

長谷川先生が先ほど57、58は終わっていますので、作本先生、59です。

○作本委員 これも健康影響なんですけれども。冒頭を使わせてもらいます。「大気質の悪化が予想されるので」、2行目の「労働者や周辺住民への」、次は打っていただきますが、「健康影響に十分配慮すること。」以上です。

○原嶋主査 これは供用、工事中ですか。

○作本委員 特にそれを「造成中と操業後」と入れていたんですが。これは造成中が一番大気汚染は甚だしいんですけども、ただこれから入る工場もまだ未定です。

○原嶋主査 そこはどうですか。

○小川 主には造成中のほうが。

○作本委員 造成中のところしか現場は見ていないんですけども。

○小川 先ほど粉塵という話をしていたら、造成中のものをご覧になられたのかなという印象が。

○作本委員 ええ、そうです。そのときです。

○原嶋主査 特にご心配なのは工事中ですか。

○作本委員 私はもう、どちらかというと工事中の黄色い粉塵が気になります。

○原嶋主査 とりあえず工事中ということで。一番最初に「工事中」と書いてもいい。じゃ、それで。

60番も、多分。

○作本委員 60番は、そのまま建設残土は残すつもりなんですけれども、先ほど原嶋主査が言われたこととちょっとダブるんで、メモしていたのを読ませてください。表流水の中にまざっているということで、「表流水中のヒ素、鉛、クロム、水銀の数値が高く、健康影響が」。

○渋谷 水銀ですか。

○作本委員 水銀です。鉛、クロム、水銀。今まで調査のほうでこれを指摘していたいていますけれども。

○小川 今は60番という……

○作本委員 60番、内容的には置きかえになりますが。今までと内容は違いますけれども。

○原嶋主査 とりあえず、それをノートだけしていただけますか。どうするかはまた別にして。

○作本委員 「数値が高く、健康影響が予想されるので」、このときにはDFRと言っていいんですか。

○原嶋主査 普通そうなりますよね。書くとすればDFRということです。それはまた調整していただけますか。

○作本委員 「DFRに」。

○原嶋主査 何を書く、「影響評価」。

○作本委員 「影響評価を」。

○岡山委員 残土の使用ですか。

○作本委員 残土は入れていません。「影響評価をDFRに記載すること。」

○渡辺 これは、表流水中のこれらがどういうふうに健康影響に関係するのでしょうか。

○作本委員 井戸水を利用しているということがあります。「井戸水利用者への健康影響」、ごめんなさい。

○小川 それは事業の影響というわけでは……

○金籠 これはベースラインデータについておっしゃっているものですね。

○作本委員 もう既に、ヒ素なんていうのは、かなりこういうバックグラウンドもあるかもしれません。だけれども、もうかなり重金属類のものが……

○渡辺 事業によって、別に井戸水を促進するわけじゃないので。それは一つの問題ではあるんですけれども。

○岡山委員 ちょっと待ってください。56番をさっき落としましたよね、そこを……

○作本委員 表流水じゃなくて、さっきのは地下水だったんですけれども。

○岡山委員 というか、今ごろ何なんですけれども。要は、この移転しないでそのまま住み続けている人たちもいますよね。これは、その人たちの中に地下水利用者がい

るということですね。

○小川 現時点で、はい。

○岡山委員 ですよね。そういう世帯は、この後でここに上水道が引かれるじゃないですか。水道が引かれてくるわけですね。ですから、ここで整備される住宅エリアの人たちは水道水を飲むわけですよね。でも、その他のところで移転しない住民は、相変わらず水道にアクセスしないで地下水を飲むということになるんですか。

○原嶋主査 それは、現実にはあり得るんじゃないですか。起こり得ることですよね。全部を排除しにくいでしょう。だからそれを心配しているんで。

○小川 なので、地下水への影響を考慮するというのは、非常にというか、EIAとしては理解。

○岡山委員 あり得ますよね。変な話ですけども、一つのサービスとして、上水がせっかく引かれてくるのであれば、このエリア全体には上水道を引いてあげてもいいのには思うんですけども。

○小川 そこはMJTDの事業ではないところなので。公共用水ということもあって、そこは……

○岡山委員 ゾーンの中ではあるくせに、ゾーンの中ではあるけれども関係がない。

○小川 水自体は公共事業なんで。おっしゃっている趣旨は非常に理解するんですが。

○原嶋主査 ただ心配なのは、何らかの形でその地下水が従来以上に悪化したときに、それは問題になる。

○小川 悪化したときにというのは、それはわかります。

○作本委員 「表流水」を、むしろ「地下水」と言いかえていただいていたほうがいいかもしれませんね。

○小川 この事業の結果として地下水の水質が悪化するようなことがないようにということという趣旨では。

○原嶋主査 私はそういう趣旨で申し上げている。

○岡山委員 であれば、地下水と、さっきの工業廃水でも多分あるんでしょうけれども、モニタリング体制をきちっと整えて。

○原嶋主査 それはまた別だけれども。

○岡山委員 地下水もです。

○原嶋主査 スコーピングなので、今はスコーピングの項目を、なかったから加えてほしいという意味なので。だから合体させてもいいんじゃないですか。

○作本委員 「表流水」を、むしろ「地下水への影響」というふうに、一緒に読んでいただいてもいいかもしれません。

○原嶋主査 あえて表流水にした理由は何ですか。

○作本委員 井戸水利用者がいるということが書いてあって。しかもこういう、今まで出てきた物質がかなり数値が高いというデータが、もう一つSEAのほうであらわさ

れているんで、超えているということがあったんで。

○府川 56番のところを両委員のお名前にされてはいかがですか。

○原嶋主査 そんな感じがしますけれども。ただ、「ヒ素や鉛やクロムや水銀による汚染を含めて地下水への影響を評価する」とか、そんなような感じにしてもいいかもしれません。

○作本委員 それは、評価項目に入れていただくといいかもしれません。

○原嶋主査 「の影響を含めて地下水への影響を考慮」、スコーピングの中に入れてくださいということです。そこまで書くと。いいですか、書いていますけれども。

あるいは、健康被害まで可能性があるんですよ。

○作本委員 はい、健康ということで。

○原嶋主査 「地下水への影響及び地下水利用者への健康影響」とか、「健康被害」とか、そういう。「地下水の水質及び地下水」……水量の問題もか、とりあえずそうしておいて。そんな感じでいかがですか。

○渡辺 本事業による影響ということですね。

○原嶋主査 そうです。

○渋谷 利用者への影響というのは、具体的には地下水自体の影響とはまた別という。

○原嶋主査 健康被害。可能性がそんなにないわけじゃない。それは十分あり得る。

○作本委員 話で把握じゃないけれども、水を飲む人もいる。

○氏家氏 「健康影響」は、「地下水質への影響」と言えばわかる話ではないですか。わざわざ分ける話ではないかもしれません。

○原嶋主査 いきさつ上二つを合わせたので、残しておいてください。

○作本委員 ただ、野菜とかを通してもあり得ますから。かなり土壌も汚れるわけですよ、水だけじゃなくて。

○原嶋主査 今おっしゃったことは間違いじゃないけれども、一応二つを合わせたという雰囲気だけ残して。

○小川 基本的にヒ素度が何割とか、そういうものがどういう数値上の変化を起こすのかという、そういうことですよ。

○原嶋主査 廃棄物処理場のことは心配ですね。重金属とか。どうなるかわからないですよけれども。

○作本委員 なぜ高いのかわかりません。ヒ素はバックグラウンドということはありませんけれども。それ以外はなぜ高いのか、私もはっきり。まだ事業開始していないのに、わからないですよけれども。そのような数値がもう出ていまして。

○小川 あのあたりの土壌は、割とともと含まれていることが多いので。

○作本委員 そうなんでしょうね。

○府川 ええ、自然だと思います。

- 作本委員 クロムなんかも入るんでしょうかね。
- 岡山委員 クロムは自然ではあり得ないです。
- 作本委員 ええ、あり得ないですね。
- 原嶋主査 そもそも60番の本題のほうをお願いします。建設残土。
- 作本委員 60番の本体のほうは、もう削ってください。
61番も削ってください。
- 原嶋主査 それで、62番は結構です。
63番と30番と、これはどこがいいんですけど。30番と31番と、あとどこかありますか。
- 松本委員 それと63番。
- 原嶋主査 63番ですね。それをどういうふうに入れるか。
あと、その住民移転のフレームワーク案の、いろいろ先ほどの仕切りの問題もあります。
- 松本委員 ここについては、どちらかというと63の答えに書いてあるような、用地取得があったということが影響しているんで。一回書いてもらって、それが原嶋委員のあれと同じかどうかなんですが。
- 渋谷 66で……
- 松本委員 63に書いたほうが良いと思います。「現地住民の中には、90年代に収用された土地は農地法に則って返還すべきとの認識を持っている人がいることを踏まえ、適切な補償や生計回復手段を検討すること。」こういうことではどうでしょう。
- 原嶋主査 岡山さん、30番、31番との兼ね合いで何かご意見があれば。
- 松本委員 要するに、31番の岡山委員が書かれている、リファーしているのが農地法の幾つかの条項なんですよね。現実には、確かに農地法を考えれば、90年代の土地収用について、現在の農地法における補償があるべきではないかと言っている住民がいることは確かだと思う。それを合わせたものです。
- 府川 今の補償水準でと。
- 松本委員 そうです。ですから、「返還」というのを「補償」としてもいいと思うんですが。「則って補償されるべき」という書き方でもいいと思います。住民の言葉を読むと、「返還」という言葉を使っているように見えるんですけども。
「そうしろ」とは言っていないんですが。そういう住民がいるということ踏まえた補償、生計回復手段を考えるべきであると。
- 小川 そういうご主旨と理解します。
- 松本委員 もちろん、そうして下さっても構わないんですが。ただ、できることとできないことというのがあるでしょうから。ただ、言うべきこともありますので。
- 岡山委員 何と書いていいかわからないですが、要するに、特に農家、さっきの農地法でいえば農家に関しては十分な補償と生計の補償がなされることを、やはりDFR

にきちんと書いてもらえるといいなと思うのですが。

○原嶋主査 それは、Zone Aではどういう。そのときには問題になっていないんですか。

○松本委員 なりました。

○渡辺 問題になりました。そこもまた「何の、何の」というのを、補償をやりました。

○渋谷 この下のほうは、含まれるという理解でよろしいですか、上に含まれるか、または別のものとして。

○岡山委員 「土地補償に加えて十分な生計補償」かな。

○原嶋主査 それは、内容的にはダブりますよね。

○渡辺 ガイドラインからするとそのとおりで、ガイドラインでも、農家であろうが、農家じゃなかろうがというところではあるんですけども。「特に留意すること」みたいな感じかなというふうに受けとめていますけれども。

○小川 それは、ちょっとまだ……

○岡山委員 「されるとされています」なのですね。という回答なので、そうなるかどうかわからない。

○小川 90年代の……そういう意味では、生計回復ですかね、十分な生計。

「土地補償に加えて」というところは、先ほどの、そこは立場の違いというのもしろいろあると思うんですが。補償済みの世帯と未補償の世帯がありますので、全ての農家に対して土地補償ができるというわけではない。なので、「土地補償に加えて」は……

○渡辺 それはあくまで、その立場というか……

○小川 ええ、立場の違いという。

○渡辺 全く未実施の方と、ミャンマー側が言う既にやったという人。

○原嶋主査 そうすると、上と一緒にだよね。「十分」と「適切」。「十分かつ適切」と書くのね。

○小川 松本委員がおっしゃったことになるのかなというふうに。

○松本委員 私は、本当は岡山委員のように書きたいんですけども。物わかりがいいのかよくわからない。

土地を巡って農民の言い分はあるということは言っておきたいんですが。ただ、それが「適切な土地補償」とまで書き切れないうところに悩ましいところが。

ですから、理想的には土地補償でしょうけれども。それが難しくても、やっぱり適切な補償はしてほしいということなので、ぎりぎりの文案を書いたという感じです。

○岡山委員 31番のところの回答は、一番最初が「土地補償が行われる区域に対しては」なので。だから、そういう限定をされれば、まあそのとおりなんです。

○原嶋主査 その場合、問題は90年以前に持っていた人と、それ以外の人との不

公平感の問題もあるんですか。

○松本委員 それは多分出ると思いますよ。現実にはそういう説明をしたといっても、ここのゾーンの、ややAと違うところは、多分その両者がいるという意味ではAと違うので。何かが有り得るかなど。

○小川 できることであれば、上の松本先生のコメントに集約していただけると。

○岡山委員 いいですよ。多分大丈夫だと思います。

○原嶋主査 とりあえずそうしておいていただいて、また。

○氏家氏 住民の主張としては、確かにそうなんです。

○松本委員 括弧内は、農地法を読むと括弧内なんだけれども、住民は括弧の外のことを言っているんですよ。なので、いろいろなものを妥協した大人の書き方がこうなっているという。

本来、恐らく法律を読めば補償ということになるけれども。でも、住民は補償と言わずに返還と言っているのです。

○氏家氏 法律を読んでも、補償まではいかないんじゃないですか。90年代に収用されましたから。

○松本委員 ただ、90年は違法だという前提です。違法というか、要するに、そもそも1894年の土地収用法ですから。

○氏家氏 土地収用法ですよ。農地法ではないですよ。

○松本委員 それを書いてもいいですよ。でも1894年の土地収用法についての議論を、またここでするのもどうかなと思って、あえて書かなかったんです。

○原嶋主査 渋谷さん、頭は、「一部の現地住民は」、一番上。

○松本委員 私も最初はそう思ったんですが、何となくそのスタートが弱いなと思って。現地住民の中にはこういう人がいる……

○原嶋主査 じゃ、「現地住民の一部」。

○松本委員 いや、「現地住民の中にはこういう人がいる」のほうが、まだ……

○小川 「中には」というのは、既に一部というあれを含んでいるという趣旨ですね。

○松本委員 そうなんです。

○原嶋主査 とりあえずはそれで。

64、65番は、長谷川先生が終わってしまして、66はさっきのザマニの件ですけれども。松本先生、66、67、68。

○松本委員 66、ザマニの件については、いいですか、このままずっと、「生計手段の喪失については」まで入れていただいて。そこをコピーしてもらって、「生計手段の喪失については補償の対象とすべきである」。

さっきの話を聞くと、そうかどうかはともかく、6年間でしたっけ、そうなるかどうかというような議論をされていたんで。実質的にそこが補償の対象となる可能性もあるようなので、このように書かせていただきました。

- 原嶋主査 じゃ、67、68です。
- 松本委員 それはもういいです。
- 原嶋主査 いいですね。
じゃ、66を残して67、68はなしで。
作本先生。
- 作本委員 69は除いていただいて。
70を一部、よろしいでしょうか。「供用後の周辺住民の交通アクセスに関する配慮方法について記述すること。」
- 原嶋主査 これは確認ですけれども、アクセスの問題は、実は3番でも質問していて。アクセスについては、今と比べれば、交通量が増えることはかなり増えると思うんですけれども、どういう形になるか。
どこまで決まっていて、どういう手続になるんですか。例えば、道路は、今どうなっているかわかりませんが、道路なんかの建設とか、あるいは拡幅とかそういった事業は、大規模なものが今後可能性としてはありそうな感じがするんですけれども。
- 作本委員 むしろ周りのインフラが、電気、道路を含めて追いついていないという感じが。橋を渡る分にも。
- 原嶋主査 それがないと、逆に言えば工場も入ってくれないとかあるんでしょうけれども。
- 金籠 この3番に言われているものと、今ここで言われているアクセスは、多分違うもののことを……
- 原嶋主査 中の問題と外の問題。
- 作本委員 これは近隣住民が横切れないという感じのことを言っていますけれども。
- 原嶋主査 そうか、これは中の問題を言っているわけですね。
- 金籠 ここでおっしゃっているのは中のお話で。
- 作本委員 そうです。
- 原嶋主査 外の問題は、本当は確かに事業としては別でしょうけれども、結構な交通量が、少なくとも今と比べれば増えますよね。
- 府川 はい。それは別途道路計画とかがあります。
- 原嶋主査 その問題は、多分必要ないでしょう。それは別ということですね。わかりました。
これは中の問題でいいですね。わかりました。
- 作本委員 中の、横断するような場合とか、そういうことです。
- 原嶋主査 承知しました。ありがとうございます。
- 松本委員 僕は忘れたんですけれども、67は対応していただけるので、このまま残していただいて。

- 作本委員 私も67の。松本さん、この67の質問された文章をそのまま残していただけますか。
- 松本委員 ええ、そのまま。
- 原嶋主査 67ですね。宗教施設の問題、文化。いいですよ、結構です。
- 松本委員 ヒンズーの。67をそのまま。
- 原嶋主査 戻りますけれども、67は残して、70番は、今おっしゃったような形に変わる。
- 作本委員 はい。
- 原嶋主査 これはあくまでも……
- 渋谷 少々お待ちください。
- 原嶋主査 大丈夫です。どうぞ。僕は、今頭の中を整理しているんで。
じゃ、67を残し、質問をペーストして、多少最後に確認するということでしょうかね。
- 70番を、今おっしゃったようなことですね。周辺住民……
- 作本委員 周辺住民が病院に行くとか、学校に行きづらくなるとか。
- 原嶋主査 周辺の敷地内住民じゃないんですか。
- 作本委員 敷地内じゃなく、むしろ外の。
- 府川 2,000の中なんだけれども、700の外ですね。
- 作本委員 2,000の中なんですけれども。でも、言われたら外もいるかもしれない。
- 原嶋主査 周辺なんだ。わかりました。
- 松本委員 SEZ自体は2,400haを指すわけではないんですか。
- 小川 SEZはそう……
- 原嶋主査 これだけ見ると、外も関係するような感じがするけれども。別にいいんですか。
- 府川 SEZは、すなわちZone Aの400であり、今回の……
- 松本委員 それだけなんですね。2,400を指すわけじゃないんですね。
- 原嶋主査 例えば、ヤンゴンとの往復とか。ヤンゴンとかそういうところ。近くの大都市との往復とかという問題は、これは入らないという意味ですか。
- 小川 ティラワSEZは2,400ですよ。
- 府川 まあそうだけれども、はい。
- 松本委員 そうですね、ティラワSEZが2,400。
- 金籠 今ここでおっしゃっているのは、このSEZができることによって、これまでとアクセスの状況が変わる方がいらっしゃるからということをおっしゃっているということですね。
- 小川 Zone Bができたときに、正直言うとSEZかどうかは関係なく、周りに住んでいらっしゃる方が行きづらくなるんじゃないかということらだと思うので、そういう

意味では、「周辺住民」というのが、多分一番正しいわけですね。

○作本委員 一番限定しているところでもよろしいんじゃないかと思うんですけども。

○原嶋主査 71番ですね。

○作本委員 はい、71番。

これは消してください。

○原嶋主査 72は終わってしまして、73は残すということで。

74を岡山先生。

○岡山委員 では、回答のほうからいきます。「非識字者に配慮した周知徹底・意見集約方法とその結果をDFRに記載すること。」せっかくいろいろアイデアを練っていたようにあるので、その方法もきちんと、「こんなふうに社会的弱者に配慮しました」ということと、「それによってこれだけの意見が集まりました」ということをきちんとDFRに。

○原嶋主査 その住民協議のプロセスにおいてということですね。

○岡山委員 そうですね、情報公開ですね。

○原嶋主査 情報公開及び住民協議、ステークホルダーミーティングかどっちかわかりませんが、そのプロセスにおいてということですね。プロセスというか、その過程とか、その際にということですね。

○岡山委員 そうなんです。情報公開計画の中において、その協議時に周知徹底して、意見をちゃんと以下で募るとあるので、それをそのままいいと思います。

○原嶋主査 じゃ、それで74で。

75番、松本先生。多分大事だなと思うけれども。75、76、77で、先ほど問題提起されていた。フレームワークと、エリアごとのプランとの関係ですね。

○松本委員 75ですが、「住民移転実施体制における小委員会の住民代表について」、そこに書いてある「マルチステークホルダーアドバイザリーグループ（MSAG）」。

○原嶋主査 小委員会というのは、Zone Aでつくられているものですか。

○松本委員 Bの実施体制です。

○原嶋主査 Bにもつくられているわけですね。

○松本委員 これは合同じゃないですね。AB合同になるんですけど。

○小川 AB合同ではない。

○松本委員 そうですね。「MSAG」のところまで行ったんですね、「との関係も踏まえて、より住民の意向を尊重したものになるよう検討すること。」

これは、今現在進行中ですので、要するに、住民グループは小委員会の住民代表について、今どうあるのいいかみたいなことを議論しているようですので、そこについて、今の状況が流動的なので、こうしたMSAGとの関係も考えて、できるだけその住民の意向を尊重したものにしてくださいということです。

○原嶋主査 あと、これは設置主体はどこが設置、それはどこなんですか。

○松本委員 先方なんですけれども。「ものになるよう」、誰に働きかければいいですかね。

○原嶋主査 小委員会とMSAG……

○松本委員 すみません、早回しで。先回りして伺うと、これは誰に働きかければいいんですか。

○小川 マネジメント・コミッティーに、ミャンマー政府に対して。

○松本委員 じゃ、「なるようミャンマー政府に働きかけること。」大変失礼いたしました。これでよろしいですか。

76については、こういうような感じでやっていただけるようなので、このままお願いします。公開期間の2週間というのについては、例えば今回も、たしか12月23日～1月7日でしたよね、意見募集だとか何か。そういうようになっているので、2週間で本当にいいかどうかは住民にも聞いてほしいので、この76のものについてはそのまま残してください。

○原嶋主査 この期間は、逆に言えば、何を根拠にそういうふうにされたんですか。先方のドラフトの規定か何かを参考にされたんですか。

○小川 ドラフトEIAと前回の、Class Aのときの。

○松本委員 Aのときに。

○小川 はい。

○原嶋主査 Aのときにこういう期間に設定されたのは、ミャンマー政府のルールか何かを。あまりはつきりしないですか。

○小川 それはまだルールがない、まだ設置されていないので。

○原嶋主査 ないから。

○松本委員 なので、ちょっとこれについては考えて。

○原嶋主査 逆に言えば、柔軟に対応できる余地もあるということですよ。

○松本委員 お答えはそんな感じでしたよね。なのでそういう感じ。

77は結構です。

78も結構です。

79は、これはもう終わってしまったので結構です。

80ですが、こういう書き方にしたいんですが。ここは住民協議なんで、「ベースラインデータ調査や影響評価を行う際、住民移転フレームワークと700haのRWPとの違いが住民に理解されるように情報公開と住民協議を丁寧に行うこと。」というふうにしました。

○原嶋主査 その「住民フレームワーク」も、前に「2,000haを対象とした住民フレームワーク」と書いたらどうですか。

○松本委員 そうですね。

○原嶋主査 本事業ですね、Zone Bですね。Zone Bを対象とした、括弧で700haでい

いです。それで結構です。確かにそうですね。

○松本委員 ということ。

○原嶋主査 81は、ほぼそのまま。「についてDFRに記述すること。」

○金籠 今のところに戻らせていただいているいいですか。今おっしゃっているベースラインデータのところというのは、EIAとRAPとどちらの手續のことについておっしゃっていますか。

○松本委員 RWPです。

○金籠 RAPの作成の……

○松本委員 「RWP策定において」ですか。

○小川 住民移転計画作成の……

○金籠 に当たっての、例えばDMSであったりという、そういうことをおっしゃっていますか。

○松本委員 そうです。多分、既にdetail measurementは終わっているんですよ。

○金籠 はい。

○松本委員 なので、それを今後使っていくのに当たってという意味です。

「RWP案の策定に当たってベースラインデータ調査や影響評価を行う際」ですね。

○府川 ベースラインデータ調査は終わっている。

○金籠 もう既に終わっています。

○府川 だから、行う際に。

○松本委員 ただ、これから、そこから抽出していくわけですよ。

○府川 なので、「策定に当たって」で終わって、「2,000haを対象とした」とつなげればいいんじゃないですか。

○松本委員 これは、先ほどの長谷川委員の思いを入れている。つまり、ベースラインの調査が、今の状況では何を使うのかがわからないじゃないですかと。なので、もちろんフレームワークのほうのDMSを使うということでも構いませんが、少なくとも、その際にもベースラインデータをそこからとる際、あるいは影響評価をする際には、違うんだということを常に頭に入れておいてくださいということです。

ですから、これは長谷川委員のものをちょっと使ったんです。長谷川委員のものをそのまま使えば、「ベースラインデータをどのようにとったかを明記すること」という一文がどこかにあれば、この内容はなくてもよかったのかもしれませんが。それを合わせ技にしたのでこういう文章に。

なので、ベースラインデータの調査が新規に調査をされるのではなく、恐らくはフレームワークのときのDMSを援用するであろうというのは理解はしていますが。ここで書いてあるのはそういう意味です。

つまり、フレームワークの最終版がどうやってつくられるのかがよくわからないので、念のためこういうふうに書いてあるところがある。つまり、先ほど府川さんもお

っしかったように、「これは700だ」とは言いつつ、やっぱり2,000がどうしても隠れているので、2,000についてもやや網をかける方法として、「やっぱりベースラインデータは2,000でとったじゃないですか」と。なので、やっぱりそれを700に使うのだから、そういう部分でもちゃんと住民協議と情報公開においては丁寧にやってほしいということです。

○府川 ご趣旨はわかりました。ちょっと日本語が引っかかるなというところですけども。「当たって」と「行う際」。

○松本委員 「当たって」は、実は「ベースラインデータ調査や影響調査を行う」にかかっているんです。「RWP案の作成のために」とかということですかね。

○府川 ベースラインデータ調査をやってあるんだけど、それを何だか加工してRAPのほうに使う、ここの加工の話をされているわけですね。

○松本委員 そうです。ちょっと言いにくいんですけども。しかも、本当に補足調査を全くしないかどうか、まだわからないので。もしかしたら、1年経っているし、補足調査をしましょうなんていうことになったら調査もするのかなとか、いろいろ考えると。

○金籠 イメージとしては、RAPのフレームワークだったり、RAPについての住民協議会が行われて、そこでいろいろ情報公開をされるときに、2,000haと700haの違いということはきちんとわかりやすく説明を……

○松本委員 そうです。「これは2,000のフレームワークのときに皆さんから調査したものですよね」ということを言うことによって、「いや、あのときと大分違うんだ」とか言う人があらわれるかもしれませんし。基本的にはそういうことです。

○原嶋主査 大丈夫ですか。81はそういう形で。

次は、82は終わっていますんで、83を松本さん、84、85で作本先生です。

○松本委員 83はどう思いますかといったら変ですけども。一回書かせていただいて。最初のDOWAのほうはなしとして、「今後のZone A開発区域、またZone B開発区域の入居企業に対しては」まで生かしていただいて、「適切なEIAプロセスが行われるよう、可能な範囲でミャンマー政府に働きかけること。」このぐらいかな。

○原嶋主査 さっきの9番の助言と近づけておいてください。場所はあれですけども、それと近づけておいてください。同じでもいいぐらい。ちょっと内容が、EIAと……

○松本委員 実は、ここで言いたいのは住民協議なんです。プロセスという言葉を書いているのは。なので、もしそうであれば……

○原嶋主査 一緒にはしなくていいです。一緒にする必要は全くない。すみませんでした。

○松本委員 Aを抜かないとまずいですか。Aを抜くのはいいですよ。実務的には確かにZone Bなので。Zone Bというか、入居企業。「入居企業に対しては」からでも。「入居企業」と言えばわかりますよね。SEZで入居企業に対しては。

- 原嶋主査 下も「入居企業」に直して。
- 氏家氏 必ずしも、その入居企業には規模要件とか業種によりまして、EIAにならない場合もありますので。
- 松本委員 そこを「適切」という言葉で。
- 氏家氏 適切な環境社会配慮……
- 松本委員 そうか、EIAとは限らないか。なるほど、「環境社会配慮プロセスがとられるよう」ですね。「行われるよう」、まあいいです。
- 篠田 これは「その他」に入っていますが、社会配慮に入れていただきたいという。
- 原嶋主査 もっと全体を指しているから、一番上でいいんじゃないですか。
- 篠田 いや、これだけ見ると全体なんですけれども、松本委員のご意向としては社会配慮というものがある。
- 松本委員 そうなんですよね。
- 原嶋主査 要は住民参加をしっかりとって欲しいということでしょう。
- 松本委員 きっかけがDOWAだったものですから、どちらかというところですか。
- 原嶋主査 今の9番とこれは、一番上に持っていったらいいですか。
- 松本委員 いいですよ。
- 原嶋主査 全般が一番上。結構大事なんです。順番はどこでもいいです。ここはこのままでいいですけども、一番上で。
- 作本委員 わからないんですけども、このミャンマーの場合は、たしか手続で、投資段階でアセスを要求していますよね。いわゆる外資法のもとで。
- ここでまた経特区に入居するというか、この入居の要件を満たすために、またここで、この団地は入居企業に対してアセスを要求することになりますか。そうすると2回やることになりますよね。一応済ませていなければ、外資は。ただ、経特区の扱いも、僕はよくわかんないんですけども。
- 金籠 SEZ内の入居企業については、投資法は適用されません。
- 作本委員 外資法の中でこれを要求していませんね。しかも事業リストがもうでき上がって、しっかりとっていますよね。
- 金籠 SEZについては投資法の適用外になります。
- 作本委員 適用外ですか。
- 金籠 適用外になりますので。
- 作本委員 じゃ、この経特区は適用外になるのか。わかりました。
- 原嶋主査 そこは一体でやらないんですか。投資でアセスを要求する場合と、事業でアセスをする場合には、よくあるのは申請して……
- 作本委員 申請の段階でアセスを済ませていることとなっているんです。経特区は特別例外措置で、申請しやすくするために。
- 原嶋主査 問題は、場合によっては、それが外資じゃない場合があるわけですね。

- 作本委員 国内もありますよね。
- 原嶋主査 それで2回やるということは、実務的にはあまりないような感じがしますけれども。
- 作本委員 ただ、実際よく、タイか何かでよく聞いたんですけれども、工業団地が入るときにアセスをやっていると言っているながら、かなり簡易なアセスで済まされているということはよくありますので。どっちがやっているのか……
- 原嶋主査 そういうことはあるかもしれません。開発区、ベトナムのことを言えば、投資申請と同時にアセスを出して一緒にやるんですけれども。
- 作本委員 それはやることになっているんですけれども。
- 原嶋主査 わかりました。いずれにしても、場所は上のほうで。文章はこのままで。あと、残り。
- 作本委員 84、85は、なしということをお願いします。
- 原嶋主査 じゃ、上に戻ってください。上に戻って問題があれば全員で。あと、ほかの方でご発言の必要な方は。どうぞ。
- 篠田 1個だけ。松本委員のところ、このザマニのところですが、「対象とすべきである」という、非常にクリアな助言なんですけれども。補償の対象とすべきというのは、先ほど来からあるように、ミャンマー政府に働きかけるということになると思うんですが。補償の対象にするというのは、JICAとしては決定権はないので。ここは、少し表現を工夫されるといいかなと思ったんですけれども。
- 府川 「検討すべき」とか。
- 篠田 そういうことですね。
- 原嶋主査 この補償そのものは、事業そのものから出る補償じゃないわけですよ。
- 松本委員 これはガイドラインとの関係じゃないのかな。
- 篠田 RAP自体は、建て付けはミャンマー政府が作成するというところに。
- 原嶋主査 この補償というのは、その住民移転の補償ではないわけですよ。その取水の問題。それによって生計を失った、給水停止とかが一つの要因なわけですね。
- 松本委員 そうです。
- 府川 住民への補償を検討するときに、ここに気をつけるようにねという、留意点的な感じですよ。ここを織り込むようにと。
- 松本委員 わかりました。じゃ、「この措置に伴う生計手段の喪失は事業の影響範囲と考えられるので、DFRに記載すること。」つまり、どのぐらい影響があったかということ通常のスコープとして入れてくれという。これであればどうでしょうか。
- 小川 事業の影響範囲……
- 氏家氏 Zone Bの事業の影響の範囲と捉えるのはどうかなという感じがします。
- 府川 ああ、そうか。

○氏家氏 それから、あとその1行目、「Zone Aにおけるザマニ湖からの原水利用によって」というのは、ここでは言及し過ぎなのかなという感じがします。Zone Aにおける原水によって灌漑用水の供給を停止したというわけでは、必ずしもないはずですが。灌漑用水の供給の停止措置がとられたことは確かなんですけれども、それがZone Aにおけるということではないと思います。

○松本委員 それはZone Aということですよ。

○氏家氏 Zone Aだけではないです。

○松本委員 ザマニの取水を止めたのがということですよ。

○氏家氏 はい。「2012年末」までの文章は削除したほうが適切だというふうに考えます。

○小川 2012年末から……

○松本委員 「2012年末からザマニ湖の水を利用した灌漑用水の……とられている」。「この措置に伴う生計手段の喪失についても、影響範囲」……

○小川 さらに「Zone Bの影響範囲」というと……なっちゃうので、「喪失についても」……

○松本委員 Zone Aという理解ではないんですか。それはかなり一般的にそう思われていますか。ザマニ湖の取水を止めたのは。

○小川 止めたときのあれとしてということですよ。

○菊池氏 ただ、住民の方が思っているのと、また我々との、その難しさはあると思います。

○篠田 これは補償するんですけど。そうか、補償と支援に入っているわけですね、6年を12年にするんですね。

○小川 補償・支援の中に、6プラス6の6の中に、今入っている。それは、まだセットされていないところなんで。

○篠田 だから、「補償・支援において考慮すること」、そういうことですか。

○小川 喪失について……

○篠田 「考慮しDFRに記載すること。」そういうことですか。

○小川 補償について考慮し、DFRに生計手段喪失についても考慮し……

○松本委員 「生計手段への影響についても補償の対象として検討すること。」

○篠田 そうですね、補償・支援。

○松本委員 生計についても……

○小川 「喪失についても」の後。

○松本委員 「について」だね。

○原嶋主査 これは、結局Zone Bの影響として考えていいということですよ。

○松本委員 少なくとも住民側は、これはSEZの開発に伴って止められたとされているんです。でも、今氏家さんの話によれば、現実にはそうでないということもあると

するのならば……

ただし、これを生計回復、あるいは括弧つきですが補償として捉えることについては、絶対しないという感じではなかったですよ、さっきの返答では。

○小川 それはそうです。

○松本委員 つまり、原因が何であるかとか、責任が何であるかは置いておいて、その補償や生活支援はしましようという方向であるとするならば、そちらを優先して、「この措置に伴う生計手段の喪失についても適切な」、これは「補償」という言葉を使っていいんですか。「補償・支援策をDFRに記載すること。」

○小川 検討し……

○篠田 「検討しDFRに記載すること。」

○松本委員 これでもいいですか。「2012年末からザマニ湖に……」

○篠田 明確に何をもちて補償と言っているか、支援と言っているか、正直わからないんですけれども。

○松本委員 意外に今までは「補償」と使わなかったものにも、「補償」という言葉を最近結構使っているんです。

○篠田 なるほど。

○松本委員 なので、これでよければこれで。実としては、私が一番言いたいのは、その12年末からの影響を考慮してほしいということなんで。それが何のせいであるかというのは、ここではこだわりませんので。

○氏家氏 誰が検討するとか、先ほどのミャンマー政府に働きかけるとか。

○小川 主語ですね。

○金籠 検討するように働きかける。

○氏家氏 そういうふう言い回してもらうのかなという。

○小川 「検討し、ミャンマー政府に働きかけること」か。

○金籠 「検討するようミャンマー政府に働きかける」。

○松本委員 DFRは、これはJICAの文章ですね。協力準備調査ですから。

○金籠 今、このEIAの策定を行っているのはMJTDの調査。RAPをつくっているのはJICAの専門家の支援によるものです。

○松本委員 協力準備調査報告書は今回出ないんですか。

○渡辺 出ないです。なぜなら我々のお金じゃなくてMJTDさんですから。

○松本委員 そうなんだ。

○小川 MJTDがEIAをやっているの。

○松本委員 じゃ、DFRと書いたら意味がない……

○小川 それは我々の協力準備調査のDFRじゃないんですけれども、MJTDが実施するEIAのDFRは出てくるので。それは助言の対象に入ってくる。なので、DFRは間違っ
てはいない。EIAのDFRは出てくるんです。

- 松本委員 でも、我々はそのDFRに何か言えるんですか。
- 原嶋主査 これはさっき出ていました。だから住民移転計画も、今回詰めたものをそのDFRの段階でもう一回助言委員会にかけるぐらいの話をさっきされてきましたよね。そこは大丈夫ですか。それはやるんですか。
- 渡辺 やります。なので、本来は我々のお金ではないので、正確に言うところの助言委員会自体が、言い方は悪いですけども、開かなくても別にガイドライン違反ではないんです。ただし、経緯もありますので、実際のお金は、民間企業さんから出ていますけれども、それを通常の協力準備調査と同じように助言委員会にかけているということです。なので、あまり気になさらなくていいと思います。
- 原嶋主査 じゃ、Zone Bについては単なる出資者だけという位置づけ、そのMJ何とかに出資しているだけという位置づけなんですか。Zone Aは別ですけども。
- 渡辺 そうです。
- 原嶋主査 じゃ、出資者の責任がある。
- 小川 そこは先ほど申し上げた、あまり気にせずそのまま助言をいただければ大丈夫になっているんですが。そういう意味で、ただ用地取得については、EIAではないので。
- 府川 じゃ、ミャンマー政府に働きかけること。
- 小川 ミャンマー政府に働きかける。
- ただ、先ほど申し上げたとおり、いわゆる2回目の助言委員会の場では、EIAとRAPのドラフトは両方とも出てくる予定という。
- 松本委員 「RWPに記載すること」ですよね。やっぱりRWPに記載されないと。「結果をRWPに記載する」。
- でも、これがもしこうだとすると、やっぱり海外投融資のあり方について再度議論が必要ですね。今の渡辺さんの言う、出資者としてのJICAの関与の仕方の薄さを、今のような理解でされるとするのならば。
- 渡辺 本来は、こうはしていません。
- 原嶋主査 海外投融資の環境社会配慮もあるわけでしょう。
- 渡辺 海外投融資で協力準備調査というの、当然あります。海外投融資なので協力準備調査をやらないというわけではないです。
- 原嶋主査 海外投融資の環境社会配慮も結構ありますよね。
- 渡辺 あります。
- 原嶋主査 それはやっているわけですか。
- 渡辺 やっています。
- 松本委員 でも、これは出資者の場合ですね。海外投融資の融資の場合……
- 渡辺 融資もやっています。
- 松本委員 今回は出資者だからこういうことがあり得るわけですね。融資のとき

にはあり得ないじゃないですか、毎回ですから。

○渡辺 仮にこれを我々が融資としてこのプロジェクトをやるとしても、同じようにかけます。

○松本委員 だったら絶対かけますよ。要するに、気になったのは、渡辺さんが、「本来はここにかけないでいい」と言った一言に、一番気がかりなんです。

○金籠 スコーピング段階ではという。

○渡辺 それはスコーピング段階です。環境レビュー段階で、本来であればかける場合と。なぜなら協力準備調査に対するワーキンググループなんですけれども、これは協力準備調査ではないのです。

○松本委員 環境レビュー段階はかけなきゃいけないんですか。

○渡辺 それはかけます。

○松本委員 それだったらいい。それは全てそうですよね。

○渡辺 そうです。

○松本委員 全てEIAがしっかりしていれば、かけなくてもいいわけですから。それは別にこの事業だからとか、そういうこととは関係ないですね。

○渡辺 ではないです。

○原嶋主査 本来だったらそこ1本だけのものを一旦かけている、そういうことですね。

○小川 スコーピング段階からかけている。

○渡辺 でも、それが投資だから、融資だから、海外投融資だからという意味ではないので。これはたまたまこういうセットアップになったということ。

○松本委員 なるほど。じゃ、逆に、「働きかける」と書いておきながら、最後の環境レビュー段階で、それは要するにレビューとして駄目だということはあり得るわけですよ。もし今のロジックでいけば。

ガイドラインを踏まえれば、これはそういう補償案でなければ駄目なんじゃないかというのはあり得ますよね。

○小川 それは当然、セオリティカリーにはあり得ます。

○松本委員 でも、あり得たとして、JICAが何かできるんですか。出資していて、今回一銭のお金もプラスで出さないで。

○篠田 今回のZone Bの出資をしないということが。

○松本委員 Zone Bでまたさらに追加するんですね。

○篠田 そうですね。

○小川 そのファイナンスのストラクチャーは、まだ検討中なんですけれども。少なくとも、そういうご判断になれば……

○原嶋主査 増資分を負担するというか、その資本を増やす、負担するということですか。

○篠田 そこはどうなるかはわからない。

○小川 そこはわからないところで。

○篠田 ただ、SEZをつくるというところを、何らかの形で支援をするという……

○原嶋主査 それは、でも間接的にあれだよな、資本を、増資分を例えば負担することによって工事費用をあれしてであれば、ただ迂回しているだけだもんね。

○小川 ただ、出資先と我々の関係というのは当然ありますので、我々がそういう判断をしましたといったときに、実際問題として我々を振り切ることができるのかというのは、現実的にそこは。

○松本委員 単なる出資者というわけではなくて、またここでさらに増資の可能性もあるからということであれば。

○原嶋主査 でも、その増資は、多分Zone Bをつくる資金を捻出するためという部分もあるかもしれないわけですね、場合によっては。全部ではないにしても。それは議論してもしょうがないけれども。

海外投融資の環境アセスというか、環境社会配慮をどうするかは、また別の問題があるでしょうけれども。

とりあえず、ここは一旦これでまとめて。

○松本委員 わかりました。

○原嶋主査 確認ですけれども、いずれにしても環境レビュー段階では、ちゃんと正式な手続としてやるわけですよ。環境レビュー段階での確認は、助言委員会を交えてやるわけですよ。

○篠田 次はDFRになりますので。

○渡辺 そうです。DFRでやって、通常の協力準備調査と同じ。

○篠田 通常の協力準備調査でやっているのと同じようなプロセスは踏ませてくださいと思っています。

○原嶋主査 それはマストというか、ルール上ちゃんとやるものをやるわけですよ。今回は、やらなくていいものをやっているわけですよ。ちょっと言い方は悪いけれども。

○渡辺 そうです。

○小川 スコーピングという意味では、そうです。

○篠田 本来は、協力準備調査を行ったらスコーピングとDFRで、環境レビュー段階については、DFRをやっていれば基本はスキップという、この流れなんです。ただ、今回は協力準備調査じゃないので、本来この2回を踏む必要は、建て付け上はないんです。

ただ、いろいろ経緯もあるものなんで、スコーピング段階とDFR段階の両方をお示しして助言をいただいているということです。

○原嶋主査 書き方の問題があるかもしれないね。内容としては、こういう詰めで。

ちょっと戻って、ざっと。細かい文章は、またメールであれしますけれども。

あと、その頭文字のものは、どこかでフルネームに直しておいてください。TSMCとかと言われても、そういうのはまた直しておいてください。

○小川 先ほど松本委員がおっしゃられたような内容なのかなとか思いつつ。

○松本委員 でも、利益相反になるのはまずいですよね。

○小川 まずいものの……

○松本委員 実質的に利益相反にならないためにどうするかはお任せしますが。

○小川 実質的に利益相反とならないような……これはどうすればいいですか。国の制度の話でもある。

○篠田 そうなっているという理解をしているんですよね。

○小川 いや、我々としては、MOECAFがやっているというところがあるので、利益相反にはならないという。

○篠田 ならないということですね。

○氏家氏 利益相反云々よりは、きちんとした審査が行われるかどうかというところだと思えます。

○原嶋主査 そこは、でも松本先生は、もう少し組織的にしっかりと、体制も含めて確認する必要があるんじゃないかとおっしゃっているんです。

○府川 利益相反イコール、TSMCが事業実施者にも、それから審査のほうにもかかわっているということを書いてしまうと、それは必ず存在する。

○松本委員 形式的には、もう利益相反なんですけれども。なので、「実質的」という言葉を入れているのは、そうはいつでも、こういうふうにちゃんと公平に、公正にやっていますよということを、やっぱり言ってほしいんです。

○府川 なので、「利益相反」という言葉じゃなくて、今おっしゃられた「公正」とか、「公平」とか、そういう言葉に置きかえたほうが。

○松本委員 はい。「利益相反」という、このジャーゴンがちょっと。

○府川 その言葉がでた途端に、もうそれは必ずアウトになっちゃうので。

○作本委員 利益相反が実質であろうと、形式であろうと、それはもうよくないんだ。

○府川 公正性をどう確保するかみたいなことですので。

○松本委員 大丈夫です。

○原嶋主査 なので、そういうことは、ないことはないですよ。

○作本委員 道理として、やっぱり利益相反を疑わせるような文字で。言葉を使うという意味じゃありませんよ、大きな問題提起になっているから。

○松本委員 でも、現実には、多分考えたほうがいいと思いますよ。普通に考えれば利益相反だなと。

○原嶋主査 そういう場合には第三者機関みたいなのが入っているんで、一応確保されている。例えば、日本でもそういうことはありますよね。同じ自治体が事業をして、それで自治体の違う部署が審査するけれども、間に有識者が入るとか、何かそういう

意味で担保されていますけれども。

○松本委員 「公正性」とはあまり言わないな。「公正さを確保した審査となるよう」。

○原嶋主査 もっと言えば、第三者を関与させるというのが一番いいんでしょうけれどもね。そこまではまだ言えないかもしれないけれども。

○松本委員 具体的な策はJICAに任せるんで。

○原嶋主査 実際の、日本なんかの作業ですと、第三者ですとか、一応少し独立した人が入るとか。

○金籠 「働きかける」というと、何か今あるものを絶対に変えなきゃいけないというように見られるので。そこは、そうであることを確認をするということなのか。要は、今、MOECAFがきちんとそこの……

○松本委員 じゃ、「公正さが確保されていることを確認すること。」

○府川 「確認」のほう为重いだろうな。

○松本委員 ごめんなさい、「公正さを確保すること。」ですよね。

○小川 確保することは、ちょっと重いかなという。

○作本委員 公正さと透明性とか、何かないですか、もう一つぐらい。

○篠田 おっしゃられることはわかりますけれども、先方の体制を変えろというのは、多分、かなり難しいところです。それを働きかけることはできるし、ないものを確認することはできないので。そこをどういうふうにするかということですね。

○作本委員 そこは、出資者というところとぶつかるわけですよ。

○松本委員 どうやってやるかは、とにかくJICAにお任せするので。

○篠田 という形で、実質的にとおっしゃっていただいているので。ある意味、働きかけるというのは一つあるかなとも思いますけれども。

○松本委員 でも、働きかければいいということになってしまうので。要するに、公平さを確保するにはどうすればよいかはJICAに考えていただくということ。

○篠田 実質的に公正さを確保する……

○松本委員 いや、公正さには実質性がない。公正かどうかには、形式と実質はないですよ。それはちょっと。それは逆に、こう書くとやばいですよ。いつもは形式的な公正さをやっているんだなど、逆に疑われます。

○作本委員 「手続の」とぐらいに入れておいたら。

○松本委員 方法は、あまり縛ろうと思っていないんです。なので、こういうすごくざっくりした言い方をしたいんです。やっぱり、やり方はJICAがいろいろ考えられるんじゃないかと。例えば、「手続」とか、「第三者」とか、入れたら意図は伝わると思うんですけれども、逆に方法をかなり規定してしまう。

○原嶋主査 じゃ、先に進みましょう。下に行ってください。

これはいいですね。順番は、またあれですけれども。さっき、順番をあれですけれ

ども。

「記載する」は、また全体の文章を調整しておいてください。それはまた全体を通して直しておいてください。それは後から、渋谷さん、全体を通して直してください。

いいですよ、次にどんどん行ってください。

「本案件」とか、「本事業」とか、ばらばらになっているのを統一しておいてください。「本案件」というのは、Zone Bを指しているわけですよ。そういうことですよ。Zone Aは「本案件」じゃないわけですよ。

○小川 はい。

○岡山委員 その廃棄物のは、そうでなくても長いんですけども、一つだけ。廃棄物フローというか、廃棄物の処理方法なんですけど、焼却処理が入るというのもあったので、「どのような方法で処分しようとしているのか、将来的な中間処理等を含めて計画を」かな。ありがとう、それでいいと思います。

○氏家氏 この場合、想定されているのは、MJTDに対してですか。それとも入居企業さんとして入れようとしている処理業者さんが想定されているという……

○岡山委員 ここの団地全体です。

要は、企業さんの中でも、固形廃棄物でも処理をするところもあるかもしれない。ですが、それは工場の中から出ないところまでは、逆にあまり関係がないところ。

○篠田 これは全部把握できますか。

○小川 計画になると。

○篠田 計画も把握できるんですか。将来的なものとか。

○田邊氏 計画では、今ここで入ろうとしている処理業者の将来的なものというのは、EIAの中で言われているものが、今彼らのプランとして持っているものということ以上のは、多分、個別に聞いても、実際にはもっといろんなプランがあるかもしれないというのはあるけれども。

○岡山委員 個別なことはあまり考えていないです。

○田邊氏 今まで書いてあって、公にされている範囲での情報というところで。

○岡山委員 SEZ内での、むしろそういう廃棄物処理計画。

○原嶋主査 それを聞くのも必要でしょうね。フローは考えておかないとね。どのぐらい細かく書けるかというのは、確かにそこは、全部というのはなかなか難しい。

○岡山委員 それはありますね。各企業は、各企業の計画を自分で提出しなくちゃいけないんですね。ECPPを出さなくちゃいけないことになっているんで。そのことを言っているわけではないです。

○原嶋主査 とりあえずそういうことで。

次どうぞ。特になければ、またメールでもあれですけども。

43番は前のほうかもしれないですけども、それで結構です。場所はまた調整します。

46から50までは、そのまま入れるんですね。結構です。多少文面の語尾を調整していただければ。

これは一番最初ですね、結構です。全体に戻して。

これも結構です。そうですね、スコーピング。はい、結構です。

項目は独立していいんですか。その書き方はお任せしますけれども。どこかの項目に盛り込むのか、これだと独立した感じがしないでもない。それで誤解がなければいい。我々の言っていることは、考慮してくれということなんですけれども。

どうしますか、項目にするのか、それとも水利用とか、水質のところでは考慮していただければ、それはそれで、別に。

○府川 要するに、ここに足せばいいという話だと思うんですけれども。

○篠田 項目に足すというのは、あまりやられないですか。

○原嶋主査 実は、最初は「考慮すること」と書いてあったんで。べつにスコーピングの新しい独立した項目まで求めているわけじゃなかったんですけれども。

○小川 そういうことですか。じゃ、「考慮すること」がいいかな。

○原嶋主査 「考慮」でいいですよ。あるいは、「検討すること」でいいですよ。それで結構です。

どうぞ。これは「工事中」でよろしいですね。

○作本委員 はい。

○原嶋主査 これは先ほどの分です。

「住民協議によって確認すること」でいいですか。若干言葉の問題があるんですけれども。何かほかにさっき、似たような言葉がありましたよね。

○篠田 何かありましたよね。

○松本委員 結構たくさん踏まえているんです。

でも、もともとは住民協議において確認することではあるんですけれども。

○原嶋主査 住民の意見を確認するという意味では、ただそうでもいいじゃないですか。「住民協議で確認すること」でいいじゃないですか。

○氏家氏 文化的な価値があるかどうかの確認は、確かにそうなんですけれども、それよりも、適切に対処するということが重要なのかなという感じがいたしまして。

「現地の人たちの意見を聞きながら適切な対処をするように検討すること」とか、そういう感じではいかがでしょうか。

○篠田 「文化的な価値があるかどうかを住民協議において確認し、適切な対処をするよう」……

○作本委員 この「重要な」というのは引っかけますね。重要でなきゃいいのかとなっちゃって。

○氏家氏 後段はいいと思うんですけれども、「重要な文化的価値」というところまで必要かどうかという。

○作本委員 「重要な」を取っちゃうと、また別の意味になっちゃうんで。やっぱり残すしかないかなと思うんだけど。主観的ですよ、これは文化にかかわることだから、押しつけに聞こえちゃうとよくないなと思ったんですけども。ただ、文化的価値があれば何でも残せというふうにも聞こえるんじゃないかなと思って。

○小川 その取扱いについて住民と協議し、適切な対応をとる。

○松本委員 要するに、もともとは重要な文化財、遺跡は確認されていないというふうに書いてあるから、こういうことを書いているんであって。もともとそういうふうに書いてくれば、私も特にコメントはしなかったんですが。「ない」と書いてあるから。

○小川 宗教関連施設の取扱いについて、現地の人たち……

○篠田 人たちから住民協議を通じて意見を……現地の人たちの意見を踏まえ、適切な配慮を行うことという。

○小川 住民協議を通じて現地の人たちから……

○松本委員 このJICAの人たちがこんなに。新しいタイプの。何か、楽といえば楽かもしれない。

○篠田 別にねじ曲げているつもりはないんですけども。

○松本委員 いいですよ。最初から書いておいてくればよかったです。

○原嶋主査 大丈夫ですか。

○松本委員 大丈夫です。

○原嶋主査 じゃ、次。

70番、そっちは大丈夫ですか。

75番。「小委員会」というのはちょっと唐突で、どこかに説明がちょっと必要な感じもしますけれども。内容としてはいいんですけども、初見の人もある程度わかるような。

○岡山委員 74番、ちょっと変で、「行う際には」ではなくて、「情報公開及び住民協議に関しては」にしてください。それで結構です。

○原嶋主査 さっきの上のほうだと「環境アセスメント」になっていたけれども、こっちは「EIA」になっている。言葉は統一しておいてください。どっちでもいいですけども。RWPもフルネームというか、フル名称にしておいてください。

○氏家氏 よろしいですか。4行目、RWPの違いが住民に理解されるというよりも、RWPの位置づけが住民に理解されるというふうにするのはいかがでしょうか。

○渋谷 「位置づけの違いを」ですか。

○氏家氏 「位置づけが」。

○原嶋主査 そうすると、つながらなくなっちゃう。「フレームワークとRWPの」になっているから。

○氏家氏 RWPIはフレームワークに基づいてつくられるものです。

- 松本委員 なので、違いがある。
- 氏家氏 だから「違い」ですか、でも位置づけるじゃないですか。
- 松本委員 位置づけだとすると、RWPの位置づけだけになっちゃうんです。それを位置づけるには、2,000haのと何が違うのかを説明しないことには、700のほうの位置づけができない。
- 小川 多分、今おっしゃった、そのフレームワークの下にRWPができているというのも位置づけの違いなんですね。
- 氏家氏 確かにそうですね、わかりました。
- 小川 多分そういうことだと理解するんで。
- 原嶋主査 ということで、ご苦労さまでした。
- 渡辺 長時間にわたり、どうもお疲れさまでした。
今日、この時間ですので、来週月曜日ですね、事務局のほうから語尾等をそろえて原嶋先生のほうに送付いたしますので。
- 原嶋主査 本来やる必要はないという、言い方はちょっとあれですけども、その注釈は必要なんですか、その説明はいいんですか。
ガイドラインの運用上、必ずしもマストじゃないけれども、助言委員会を開くとか、助言をいただく — そこは考えておいてください。それであれば、そういう文章を頭に何かあれするんで。
- 渡辺 全体会合のときに、民間事業者が実施する調査とかいって、書き分けていました。
- 松本委員 でも、わかんなかった。正直わかんなかった。
- 原嶋主査 それも最初に書いておいてくれてもいいんですよ。ガイドライン上はこうこうだけれども、それをこうこう開催したとか、そういうことをですね。
- 渡辺 別に、だからといって、この議論を、それなので難しいですとかいうことをしたつもりはないんです。
- 原嶋主査 わかりますよ、それは悪いとは思っていないけれども。でも、誤解を招かないというか。
- 府川 ガイドライン上は、必要だと思うのは対象なんです。
- 小川 助言を求めることができる。
- 府川 だから、ガイドライン上やっているんです。
- 松本委員 これは協力準備調査なんですか。
- 府川 いや、違います。協力準備調査じゃないですけども。
- 渡辺 いや、助言委員会に諮ることは別にできると思いますけれども、ガイドライン上マストではない。
- 小川 ガイドラインに従ってはいけるわけです。
- 府川 いや、従って。マストじゃないんであって、ガイドライン上必要だと思うの

はかけていいわけなんだから。必要だと思ったからかけたので、極めてガイドラインに沿った話と思うのですけれども。

○松本委員 本来は、実施機関がEIAやRAPをやるんだったら、しかも補足をJICAとして調査しないのであれば、通常はそれを最後にレビューするだけ。

○府川 そうですね、はい。

○松本委員 なので、ちょっとわかんないです。JICAも調査にこれは加わっているわけですよね。EIAとRWPをつくるのに加わっているわけではないんですか。

○府川 加わってはいないです。

○松本委員 じゃ、日本工営は何のかかわりなんですか。

○小川 そういう意味で言うと、特にEIAについてはご協力をいただいて、ご厚意によって。

○渡辺 ご厚意で。契約関係はここにはないという。

○松本委員 ここは契約関係によってやっているわけじゃないんですか。

○小川 EIAのほうです。

○渡辺 EIAのほうと、あとRAPのほうも。

○小川 RAPのほうは、やったほうはTAとしてやって。

○松本委員 そういうのは、確かに特殊なケースといえば、特殊なケースのようには思えますけれども。

○原嶋主査 もし必要であれば配りましょう。

○渡辺 来週の月曜日に、原嶋先生のほうに事務局案をご送付差し上げます。年末年始を挟んでしまいますので、1月の3連休明けですかね、12日頃に。

○松本委員 3連休はそこを指しているんですね。

○渡辺 そうです、一応12日を目途にと思っておりますけれども、大丈夫ですか。

15日に全体会合でご報告いただくというスケジュールで。

○原嶋主査 どうもお疲れさまでした。

午後6時41分閉会